

令和7（2025）年度

学生便覧

徳島大学歯学部

令和 7 (2025) 年度 学年暦

4月1日(火)～4月5日(土)	春季休業
4月3日(木)～4月9日(水)	歯学部新入生オリエンテーション
4月7日(月)	入学式
4月10日(木)	前期授業開始
8月1日(金)～8月31日(日)	夏季休業(新入生は8月9日(土)から)
9月30日(火)	前期終了
10月1日(水)	後期開始
10月25日(土)～10月26日(日)	大学祭(蔵本)
11月1日(土)～11月2日(日)	大学祭(常三島)
11月2日(日)	開学記念日
12月25日(木)～1月7日(水)	冬季休業
1月17日(土)・1月18日(日)	大学入学共通テスト
2月25日(水)・2月26日(木)	前期日程入学試験(26日は歯学科のみ)
3月12日(木)	後期日程入学試験
3月23日(月)	卒業式・大学院修了式
3月25日(水)～3月31日(火)	学年末休業
3月31日(火)	後期終了

※ 学年別日程表等については、時間割表を参照。

令和7(2025)年度 学生便覧

目 次

1	基本理念・教育目標	1
2	カリキュラム・ポリシー	2
3	ディプロマ・ポリシー	3
4	徳島大学歯学部歯学科卒業時到達目標 コンピテンス・コンピテンシー	4
5	徳島大学歯学部沿革	6
6	徳島大学病院（歯科診療部門）沿革	6
7	徳島大学歯学部及び徳島大学病院（歯科診療部門）機構図	7
8	徳島大学歯学部規則	8
9	教育課程表	16
10	歯学部における語学マイレージ・プログラムの取扱いについて	21
11	徳島大学歯学部における試験等に関する細則	24
12	徳島大学歯学部歯学科学修要領	28
13	徳島大学歯学部口腔保健学科学修要領	32
14	一般周知事項	38
15	クラス委員について	44
16	図書館について	45
17	徳島大学学則	48
18	徳島大学単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項	65
19	徳島大学歯学部における成績評価等の申立てへの対応に関する申合せ	67
20	気象警報等が発表された場合の授業の休講措置等について	68
21	徳島大学蔵本地区建物等配置図	69
22	歯学部案内	70

1 基本理念・教育目標

歯 学 科

基本理念

歯科領域にとどまらない広い知識と最新の治療技術を身につけるとともに、医療人として必要な倫理を備えた歯科医師の育成をめざす。

教育目標

1. 医の倫理を備えた良識ある歯科医師を育成する。
2. 生命の尊厳に対して最大の敬意をはらえる歯科医師を育成する。
3. 最新の治療技術を身につけ、リサーチマインドを持った歯科医師を育成する。

口腔保健学科

基本理念

口腔保健及び福祉の専門知識と技能を身につけ、健康長寿の推進に貢献できる人材の育成をめざす。

教育目標

1. 医の倫理を備え、慈しみと思いやりの心を持った人材を育成する。
2. 専門的な知識や技能を有し、チーム医療に貢献できる人材を育成する。
3. 人々の健康及び福祉を支える人材を育成する。

2 カリキュラム・ポリシー

歯 学 科

歯学科では豊かな教養と高い倫理性を基盤として、歯科保健医療に関する高い専門能力を備えた人材を養成することをめざし、以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 教養教育においては、専門分野を理解するために必要な基礎科学の知見を理解させるとともに、様々な体験を通じて人間力や社会性を身につけることをめざして、臨床実践に必要なコミュニケーション能力を修得させ、持続可能な社会づくりの担い手たる資質としての進取の気風を身につけさせるための科目を配置する。
2. 2・3年次の歯科基礎医学系科目群においては、最新の歯科医療を理解するための基盤となる専門知識を修得させ、さらに問題の発見と解決に能動的に取り組むためのリサーチマインドを涵養する科目を配置する。
3. 3・4年次の臨床歯学系科目群においては、最新の歯科医療を実施するための高度な専門知識と技能を修得させる科目を配置する。
4. 4・5年次においては、これまでに学んだ知識・技能・態度・教養を統合するために、臨床予備実習及び診療参加型臨床実習を配置する。
5. 6年次においては、地域医療を経験させる目的で学外臨床実習を配置し、また社会歯科学系科目や境界領域との連携科目を学ぶ専門科目を配置する。

口腔保健学科

口腔保健学科では、口腔保健及び福祉の専門知識と技能を身につけ、健康長寿の推進に貢献できる人材の育成をめざし、以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 1・2年次の教養教育や専門教育科目での様々な体験学習を通じて人間力や社会性を身につけさせることをめざし、臨床・福祉活動に必要なコミュニケーション能力を修得させるとともに、持続可能な社会づくりの担い手たる資質としての進取の気風を身につけさせる。
2. 問題解決型授業や客観的臨床能力試験などを組み込んだ授業を通じて口腔保健に関する知識や技能を習得させ、臨床・臨地実習により態度教育を含めた歯科衛生士専門教育の習熟を図る。
3. 選択科目の履修により社会福祉士国家試験受験資格を得ることができるよう配慮した科目編成を行う。また、問題解決型授業や演習などを組み込んだ授業を通じて福祉に関する知識や技能を習得させ、社会福祉実習に繋がる福祉教育を行う。
4. 「卒業研究」で専門性と総合性を統合させる。

カリキュラムマップ

各学科のカリキュラムマップを歯学部 HP に掲載しています。(https://www.tokushima-u.ac.jp/dent/faculty/policy/c_policy.html)

徳島大学歯学部 HP トップ → 学部案内 → ポリシー → カリキュラム・ポリシー

歯学科



口腔保健学科



3 ディプロマ・ポリシー

歯 学 科

次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

1. 知識・理解

患者中心の全人的医療を理解し、歯科医師に求められる世界水準の知識と技能を有し、地域社会のニーズに対応できる。

2. 汎用的技能

論理的な文章の記述や口頭での説明を、日本語のみならず英語でも可能とする。

3. 態度・志向性

歯科医師として好ましい態度・習慣、幅広い教養と倫理観を身につけ、患者及び他の医療従事者と適切な人間関係を確立する能力を有する。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

医療に対して高い関心を持ち、自ら問題点を見出し、解決できる。

口腔保健学科

次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

1. 知識・理解

口腔保健・福祉を理解し、その専門知識と技能を有する。

2. 汎用的技能

- (1) 歯科予防処置、歯科保健指導および歯科診療補助に関する基本的技能を有する。
- (2) 患者やその家族あるいは保健・医療・福祉関係者と良好なコミュニケーションができる。
- (3) チーム医療や保健福祉活動の一員として、その役割を果たすことができる。

3. 態度・志向性

- (1) 口腔保健・福祉の学習を通じて社会人としての自覚を持ち、その責任を果たすことができる。
- (2) 医療や介護を必要とする人々に対して、慈しみと思いやりの心をもって支援することができる。
- (3) 歯科医療の進歩や社会の医療ニーズの変化に高い関心を持ち続け、生涯にわたり自主的かつ継続的に学習する能力を持つ。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

関連分野における事象や課題について自ら学び、適切な判断と必要な行動ができる。

4 徳島大学歯学部歯学科卒業時到達目標 コンピテンス・コンピテンシー

徳島大学歯学部歯学科の卒業生は、卒業時に以下の項目が実施できる。

1. 倫理観とプロフェッショナリズム

良識豊かな人間性を身につけ、患者中心の全人的歯科医療を理解し、責任を持って歯科医師としての職責を全うするための態度・習慣と倫理観を有して行動できる。そのために、歯科医師として自己研鑽を重ねて、自己を評価し、生涯にわたって継続的に向上を図ることができる。

- 1) 歯科医師としての職責を理解し、倫理観、責任感を持って行動することができる。
- 2) 歯科医師法および関連法規・規範を遵守する。
- 3) 人間の多様性に配慮し、他者の尊厳を尊重し、利他的、誠実、正直に行動をとることができる。
- 4) 患者の心理的、社会的要因や社会背景に関心を払い、その立場を尊重する。
- 5) 自己の知識、技能、態度を恒常的に評価し、自己主導型学習により、常に自己の向上を図ることができる。
- 6) 専門職との多職種連携が実践できる。
- 7) 生涯を通じて、新しい知識や技術を学ぶ準備ができています。
- 8) 医療の質について、常に振り返り、その改善を図ることができる。

2. 歯科医学および関連領域の知識

歯科医療に関する知識を有し、それを歯科医療に応用できる。

- 1) 生物の分子基盤、人体の正常な構造と機能を説明できる。
- 2) 人体の発達、成長、加齢と死を説明できる。
- 3) 疾病の機序と病態を説明できる。
- 4) 診断と必要な治療法を説明し、総合的に患者・生活者を見る視点で治療計画を立案できる。
- 5) 医療安全と感染対策を説明できる。
- 6) 疫学と予防を説明できる。
- 7) 保健、医療、福祉、介護に関する制度を説明できる。
- 8) 医療経済、医療政策、保険診療を説明できる。
- 9) 歯科医療における材料と器械・器具の性質と使用法を説明できる。
- 10) 診療の基本、口腔・顎・顔面領域の常態と疾患を説明できる。
- 11) 情報・科学技術を活かした最新の歯科医療について説明できる。

3. コミュニケーション

患者、その家族、地域住民の多様性および医療・介護・福祉の職種を理解するとともに、それぞれの立場を尊重することで適切な人間関係を構築し、安全で質の高い医療を実践するための良好なコミュニケーションをとることができる。

- 1) 患者のプライバシーや苦痛等に配慮しつつ、傾聴、共感、肯定的態度をもって必要な情報をわかりやすく説明することで、患者・家族と良好な人間関係を築くことができる。
- 2) 同僚や医療チーム構成員と信頼関係を築き、情報収集、情報伝達を適切に行い、同意形成を行い

ながら、安全で円滑なチーム医療を実践できる。

4. 患者中心の歯科医療の実践

患者に対して敬意と思いやりを持って、科学的根拠に基づく適切で安全な歯科医療を実践できる。

- 1) 患者情報を適切に聴取できる。
- 2) 治療に必要な検査を実施し、その結果を解釈できる。
- 3) 口腔・顎・顔面領域にとどまらず、基本的な身体診察・臨床手技や心肺蘇生等の救急処置が適切にできる。
- 4) 臨床推論により、可能性のある症候や病態から原因疾患を鑑別診断することができる。
- 5) 一般的な疾患に対する治療計画を立案できる。
- 6) 適切な診療記録等の文書の作成・管理ができる。
- 7) 患者の権利を理解し、病状説明・患者教育を実践できる。
- 8) 科学的根拠に基づく安心・安全な歯科医療を実践できる。
- 9) 保険診療制度を理解し、歯科診療を行うことができる。

5. 社会および地域医療貢献

歯科医療・福祉の資源を活用し、多職種と連携し、社会に貢献できる。

- 1) 社会・地域における歯科医療の現状を理解し、口腔の健康を通じて全身の健康の増進の活動に積極的に参加できる。
- 2) 在宅歯科医療に必要な知識を理解し、在宅歯科診療に参加できる。
- 3) 地域包括ケアシステムにおける歯科医師の果たす役割を理解し、プライマリ・ケアを実践できる。
- 4) 多職種と連携できる知識、技術、態度を身につける。
- 5) 災害時における歯科医師の役割を説明できる。

6. 科学的探求

最新の歯科領域の研究の意義を理解し、科学的情報を評価し、新しい知見を見出すために論理的・批判的思考ができる。新しい知見を見出し、発信することにより、歯科医学の発展に寄与することができる。

- 1) 研究倫理を理解し、実践できる。
- 2) 歯科医学の問題を認識し、その解決に取り組むことができる。
- 3) 論文、書籍、データベースや検索情報等から収集した科学的情報を評価・分析し、IT 等も利用して論理的・批判的考察によって正確かつ有用な情報を選別できる。
- 4) 研究の基礎となる科学的理論や方法論を理解できる。
- 5) 科学的考察に基づいて、プレゼンテーションや論文作成を行うことができる。

7. グローバルマインド

国際社会における多様性を理解し、国際的視野に立って歯科医学・医療の発展に貢献するとともに、適切な語学力を修得し、国際的に歯科医療を実践する準備ができています。

- 1) 英語による医学的・歯科医学的情報を収集、評価するとともに、有用な情報を英語で発信できる。
- 2) 臨床や研究等の場面で、国際的視野に立った英語でのコミュニケーションを実践できる。

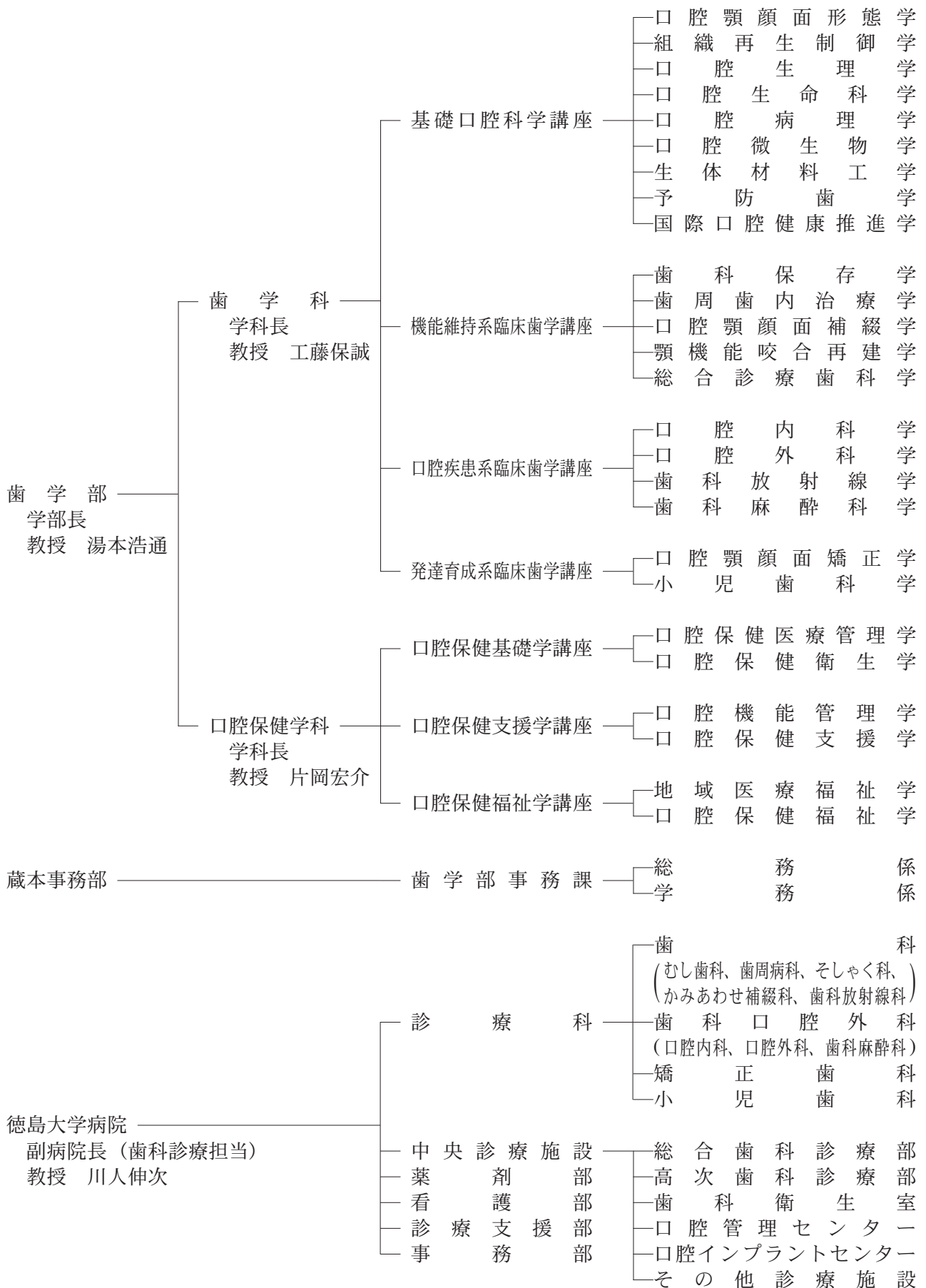
5 徳島大学歯学部沿革

昭和49年 5月	歯学部創設準備室設置
51年10月	徳島大学歯学部設置 2 講座設置（口腔生化学、歯科矯正学）
52年 4月	3 講座設置（歯科保存学第一、歯科補綴学第一、口腔外科学第一）、5 講座となる。 歯学部設置第1回生入学
53年 4月	5 講座設置（口腔解剖学第一、口腔生理学、口腔病理学、歯科理工学、歯科保存学第二）、10講座となる。
54年 4月	5 講座設置（口腔解剖学第二、口腔細菌学、歯科薬理学、予防歯科学、歯科補綴学第二）、15講座となる。
55年 4月	2 講座設置（口腔外科学第二、歯科放射線学）、17講座となる。
57年 4月	1 講座設置（小児歯科学）、18講座となる。
58年 3月	歯学部第1回生卒業
58年 4月	徳島大学大学院歯学研究科設置
平成14年 4月	1 講座設置（歯科麻酔学）、19講座となる。
16年 4月	徳島大学大学院口腔科学教育部設置
19年 4月	徳島大学歯学部口腔保健学科設置
23年 3月	徳島大学歯学部口腔保健学科第1回生卒業
23年 4月	徳島大学大学院口腔科学教育部口腔保健学専攻（修士課程）設置
25年 4月	歯学科19講座を4大講座に再編する。
27年 4月	徳島大学大学院口腔科学教育部口腔保健学専攻（博士後期課程）設置
令和 4年 4月	徳島大学大学院口腔科学教育部が口腔科学研究科に名称変更

6 徳島大学病院（歯科診療部門）沿革

昭和54年 4月	歯学部附属病院設置 7 診療科設置（予防歯科、第一保存科、第二保存科、第一補綴科、第二補綴科、第一口腔外科、矯正科）
55年 4月	2 診療科設置（第二口腔外科、歯科放射線科）、9 診療科となる。
57年 4月	1 診療科設置（小児歯科）、10診療科となる。
平成 3年 4月	1 診療科設置（歯科麻酔科）、11診療科となる。
9年 4月	1 治療部設置（特殊歯科総合治療部）、11診療科1治療部となる。
14年 4月	診療科等の組織を見直し、4診療科（歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科）、 2 診療施設（総合歯科診療部、特殊歯科総合治療部）となる。
15年10月	医学部・歯学部附属病院となる。
18年 1月	特殊歯科総合治療部を改組し、高次歯科診療部を設置。
22年 4月	徳島大学病院となる。
25年11月	口腔インプラントセンターを設置。
27年 9月	新外来診療棟4階へ移転

7 徳島大学歯学部及び徳島大学病院（歯科診療部門）機構図



8 徳島大学歯学部規則

第1章 総則

(通則)

第1条 徳島大学歯学部(以下「本学部」という。)に関する事項は、徳島大学学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則及びこの規則に定めるもののほか、本学部に関する事項は、本学部教授会が定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は、口腔と全身の健康に係る教育、研究、診療を通じて、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

2 歯学科は、歯科領域にとどまらない広い知識と最新の治療技術を身につけるとともに、医療人として必要な倫理を備えた歯科医師の育成をめざす。

3 口腔保健学科は、口腔保健及び福祉の専門的立場から健康長寿の推進に貢献し、専門分野の教育、研究及び臨床における指導的役割を担う人材の育成をめざす。

第2章 入学者選考

(入学者選考)

第2条 本学部の入学者は、学則の定めるところによって各学科別に選考を行うものとする。

第3章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、教養教育の授業科目(以下「教養教育科目」という。)及び専門教育の授業科目(以下「専門教育科目」という。)により編成する。

(教養教育科目の履修等)

第3条の2 教養教育科目の履修等に関することは、徳島大学教養教育履修規則(以下「教養教育履修規則」という。)の定めるところによる。

2 教養教育履修規則第5条に定める履修要件は、別表第1のとおりとする。

(専門教育科目)

第3条の3 専門教育科目の区分は必修科目及び選択科目とする。

2 前項の専門教育科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

3 他の学部又は他の学科に属する専門教育科目は自由科目とし、これを履修することができる。

(自由科目の履修手続)

第4条 前条第3項の規定により他の学部属する専門教育科目を自由科目として履修するためには、本学部長を経て関係学部長の許可を得た後、当該専門教育科目担当教員に受講申請するものとする。

(進級要件等)

第5条 進級要件等については、教授会の議を経て別に定める。

(卒業研究)

第5条の2 口腔保健学科学生の卒業研究は、当該学科の講座のうちから一を選び、その講座責任者

(教授)の承認を受けて行うものとする。

(留学及び他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第6条 学則第27条の2の規定に基づき外国の大学又は短期大学に留学しようとする学生及び第34条の2の規定に基づき他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとする学生は、所定の願書を本学部長を経て学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(単位の認定)

第6条の2 前条の規定により許可を受けた学生(以下「派遣学生」という。)が修得した単位又は学則第34条の4第1項の規定に基づき学生が休学期間中に外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学又は短期大学が発行する成績証明書により行う。

2 学則第34条の3第1項の規定に基づき大学以外の教育施設等において学修した授業科目について修得した単位の認定は、当該教育施設等が発行する成績証明書等により行う。

(履修報告書)

第6条の3 派遣学生は、派遣期間が終了したときは、速やかに(外国の大学又は短期大学に留学する学生については、帰国の日から1月以内)、所定の履修報告書を本学部長を経て学長に提出しなければならない。

第4章 試験、卒業及び社会福祉士国家試験の受験資格

(試験)

第7条 成績の考査は、試験による。ただし、演習及び実習については、試験を行わないことがある。

2 口腔保健学科の卒業研究の成績の考査は、その研究業績の判定と口頭試験による。ただし、口頭試験は、省略することがある。

3 授業科目の試験は、原則として学期末において行う。

4 授業科目の試験を受けるには、講義にあつては授業時間数の3分の2以上、実習にあつては授業時間数の4分の3以上出席していなければならない。この場合において、教育内容に応じた出席要件を課している授業科目にあつては、当該出席要件を満たしていなければならない。

(成績評価等)

第8条 成績は、100点をもって満点とし、秀(90点以上)、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)及び不(59点以下)の評語をもってあらわし、秀、優、良及び可を合格とし、不を不合格とする。

2 秀、優、良、可及び不の評価基準は、次の表のとおりとする。

評語	評価基準
秀	科目の到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
優	科目の到達目標を十分に達成している。
良	科目の到達目標を達成している。
可	科目の到達目標を最低限達成している。
不	科目の到達目標の項目の全て又はほとんどを達成していない。

3 前2項の規定にかかわらず、入学前の既修得単位、外国語技能検定試験等による単位により判定

する授業科目の成績は、認の評語をもってあらわすことができるものとし、合格とする。

(試験の告示)

第9条 試験の科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

(追試験)

第10条 病気その他やむを得ない事情のため、受験することができない者は、速やかに本学部長にその理由を記載した文書をもって届け出なければならない。

2 前項の届け出をした学生は、担当教員に願い出て、追試験を受けることができる。

3 前項の追試験を受験することができなかった者の取扱いは、本学部が別に定める。

(再試験)

第11条 試験を受けて合格しなかった者は、授業科目の内容に責任を持つ教員が教育上必要と認めた場合に限り、再試験を受けることができる。

(卒業)

第12条 本学部を卒業するためには、次の単位を修得し、徳島大学語学マイレージ・プログラムについて本学部が定める基準を満たさなければならない。

歯学科

教養教育科目 40単位以上

専門教育科目

必修科目 161単位

選択科目 2単位以上

計 163単位以上

合計 203単位以上

口腔保健学科

教養教育科目 30単位以上

専門教育科目

必修科目 82単位

選択科目 15単位

計 97単位

合計 127単位以上

2 前項の基準については、別に定める。

(社会福祉士国家試験の受験資格)

第13条 社会福祉士国家試験の受験資格を取得するためには、別に定める科目の単位を修得しなければならない。

第5章 転学部、編入学及び補欠入学

(転学部)

第14条 学則第22条の3の規定により本学部転学部を願い出た者がいるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転学部を許可する時期は、入学後1年以上を経過した学年の初めとする。

3 転学部を許可した学生を在籍させる年次は、本学部教授会の議を経て定める。

4 転学部を許可した学生の既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

(編入学)

第15条 学則第21条の4第3項の規定により入学した者の在学期間は、10年とする。

2 既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

(補欠入学)

第16条 学則第22条の規定により、本学部へ入学する者の入学年次は、第3年次とする。

2 前項により入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、次のとおりとする。

(1) 在学期間は、8年とする。

(2) 既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

附 則

この規則は、昭和51年10月1日から施行する。ただし、第3章、第4章、第5章及び第6章の規定は、昭和52年4月1日から施行する。

(略)

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和5年度以前に入学した者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教養教育科目の履修要件

イ 歯学科

科目群	科目	授業題目	単位数		
			必修	選択	小計
教養科目群	歴史と文化			6	8
	人間と生命				
	生活と社会	現代科学と研究倫理(知プラe)	2		
	自然と技術				
	ウェルネス総合演習				
創成科学科目群	イノベーション科目		2		5
	医療基盤科目	臨床心理学	1		
		口腔と健康	2		
基礎科目群	S I H道場	S I H道場 ～アクティブ・ラーニング入門～		1	19
	高大接続科目	物理学		2	
		化学－化学のしくみ－			
		生物学－基礎からの細胞生物学－			
	基礎数学	統計学		1	
		微分積分学		1	
	基礎物理学	基礎物理学Ⅰ・物理学概論		1	
		基礎物理学Ⅱ・物理学概論		1	
	基礎物理学実験	基礎物理学実験		2	
	基礎化学	基礎化学Ⅰ・物理化学 (平衡と反応速度)		1	
		基礎化学Ⅱ・有機化学 (ライフサイエンスの基礎)		1	
	基礎化学実験	基礎化学実験		2	
	基礎生物学	基礎生物学DⅠ		1	
基礎生物学DⅡ			1		
基礎生物学実験	基礎生物学実験D		2		
情報科学	情報科学入門		2		
外国語科目群	英語	基盤英語		2	8
		主題別英語		2	
		発信型英語		2	
	初修外国語	ドイツ語入門		2*	
		フランス語入門			
		中国語入門			
合計				40	

※ひとつの外国語を選択し、その外国語の「入門」を計2単位履修すること。

備考 eラーニング科目(大学間の単位互換協定に基づく他大学開設の科目)は、教養教育科目(外国語の科目を含む。)として認定することができる。ただし、事前に本学を通して単位互換協定大学へ受講申請をする必要がある。「eラーニング科目(大学間の単位互換協定に基づく他大学開設の科目)」・「eラーニング科目(知プラe)」により修得できる単位数は合計で8単位までとする。徳島大学が指定する開設科目、受講手続き等の詳細については、教育支援課教養教育係に相談すること。

教養教育科目の履修要件

□ 口腔保健学科

科目群	科目	授業題目	単位数		
			必修	選択	小計
教養科目群	歴史と文化		12		12
	人間と生命				
	生活と社会				
	自然と技術				
	ウェルネス総合演習				
創成科学科目群	グローバル科目		2	4	7
	イノベーション科目				
	地域科学科目				
	医療基盤科目	臨床心理学			
基礎科目群	S I H道場	S I H道場 ～アクティブ・ラーニング入門～	1		3
	高大接続科目				
	基礎数学				
	基礎物理学				
	基礎物理学実験				
	基礎化学				
	基礎化学実験				
	基礎生物学				
	基礎生物学実験				
	情報科学	情報科学入門	2		
外国語科目群	英語	基盤英語	2	2 [*]	8
		主題別英語	2		
		発信型英語	2		
	初修外国語	ドイツ語入門	2 [*]		
		フランス語入門			
		中国語入門			
合計			30		

※ひとつの外国語を選択し、その外国語の「入門」（1単位）を計2単位履修すること。

備考 eラーニング科目（大学間の単位互換協定に基づく他大学開設の科目）は、教養教育科目（外国語の科目を含む。）として認定することができる。ただし、事前に本学を通して単位互換協定大学へ受講申請をする必要がある。「eラーニング科目（大学間の単位互換協定に基づく他大学開設の科目）」・「eラーニング科目（知プラe）」により修得できる単位数は合計で8単位までとする。徳島大学が指定する開設科目、受講手続き等の詳細については、教育支援課教養教育係に相談すること。

別表第2 (第3条の3第2項関係)

専門教育科目表

イ 歯学科

授業科目	単位数		授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目		必修科目	選択科目
骨学	1		口腔内科総論	1	
筋学・循環器学・末梢神経学	1		口腔内科各論	1	
中枢神経学	1		口腔内科各論	2	
口腔の局所解剖学・内臓学・発生学	1		口腔外科総論	1	
肉眼解剖実習	4		口腔外科各論	1	
全身組織学	1		口腔外科各論	2	
歯の解剖学	1		歯科矯正学総論	1	
口腔組織学・発生学	1		歯科矯正学各論	1	
全身組織学実習	2		歯科矯正学実習	2	
歯の解剖学実習	1		小児歯科学総論	1	
口腔組織学実習	1		小児歯科学各論	1	
基礎生理学	2		小児歯科学実習	1	
統合生理・口腔生理学	2		歯科放射線学総論	1	
生理学・口腔生理学実習	1		歯科放射線学各論	1	
一般生化学	1		歯科放射線学実習	1	
分子生物学	1		歯科麻酔学総論	1	
口腔生化学	1	1	歯科麻酔学各論	1	
口腔生化学	2	1	医学細胞生物学・人類遺伝学	1	
生化学・薬理学実習	1	1	歯科英語	1	
病理学	2		歯科英語	2	
口腔病理学	2		医の倫理と医療安全管理	1	
病理学実習	2		医療コミュニケーション	1	
微生物学総論	1		地域医療	1	
免疫学	1		法歯学・災害歯科	1	
病原微生物学各論	1		老年歯科医学	2	
口腔の感染症	1		先進生体医工学	1	
病原微生物学実習	1		口腔インプラント学	1	
薬理学総論	1		高次口腔機能回復学実習	1	
薬理学各論	1	1	障害者歯科講義	1	
薬理学各論	2	1	統合臨床基礎ゼミ	3	
歯科薬理学	1		研究基礎ゼミ	3	
生化学・薬理学実習	2	1	歯科医学	3	
歯科材料科学	1		臨床示説	2	
歯科理工学	2		臨床実習	1	8
歯科理工学実習	1		臨床実習	2	27
衛生公衆衛生学	1		地域歯科医療実習	6	
予防歯科学総論	1		血液・内分泌・神経	1	
予防歯科学各論	1		消化器・循環器	1	
予防歯科学実習	1		免疫・呼吸器	1	
保存修復学総論	1		外科学	1	1
保存修復学各論	1		外科学	2	1
歯内治療学	1		隣接医学	1	1
保存修復学実習	1		隣接医学	2	1
歯内治療学実習	1		隣接医学	3	1
歯周治療学総論	1		総合歯科学	1	1
歯周治療学各論	1		総合歯科学	2	1
歯周治療学実習	1		総合歯科学	3	1
無歯顎補綴治療学	1		総合歯科学	4	1
部分歯列補綴治療学	1		総合歯科学	5	1
無歯顎補綴治療学実習	2		口腔検査診断学	1	
部分歯列補綴治療学実習	2		顎口腔機能治療学	1	
クラウンブリッジ補綴学	1		歯科医療行動科学	1	
顎口腔機能再建学	1		社会医療政策学	1	
クラウン補綴学実習	2		実践歯科医療学演習	3	
ブリッジ補綴学実習	2		計	161	9

専門教育科目表

□ 口腔保健学科

授 業 科 目		単 位 数		授 業 科 目		単 位 数	
		必修科目	選択科目			必修科目	選択科目
歯 科 衛 生 系 科 目	解 剖 学	2		社 会 福 祉 系 科 目	社会福祉調査の基礎	1	
	生 理 学	1			※心理学と心理的支援		1
	生 化 学	1			※社会学と社会システム		1
	口 腔 解 剖 学	1			※社会福祉の原理と政策		1
	歯 の 解 剖 学	1			※ソーシャルワークの基盤と専門職		1
	口 腔 組 織 学	1			※ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)		1
	口 腔 生 理 学	2			※ソーシャルワークの理論と方法		1
	病 理 学・口 腔 病 理 学	2			※ソーシャルワークの理論と方法(専門)		1
	薬 理 学・歯 科 薬 理 学	2			※地域福祉と包括的支援体制		1
	微 生 物 学・免 疫 学	2			※福祉サービスの組織と経営		1
	オーラルヘルスプロモーション	1			※社 会 保 障		1
	歯 科 衛 生 士 概 論	2			※高 齢 者 福 祉		1
	歯 科 衛 生 統 計	1			※障 害 者 福 祉		1
	衛 生 行 政	1			※児 童・家 庭 福 祉		1
	衛 生 学・公 衆 衛 生 学	2			※貧 困 対 する 支 援		1
	口 腔 衛 生 学	2			※保 健 医 療 と 福 祉		1
	口 腔 保 健 衛 生 学 基 礎 実 習	2			※権 利 擁 護 を 支 える 法 制 度		1
	医 療 安 全 管 理 学	1			※刑 事 司 法 と 福 祉		1
	早 期 臨 床 実 習	1			※ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習		1
	発 達 系 歯 科 学	2			※ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 演 習 (専 門)		4
保 存 系 歯 科 学	2		※ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習 指 導		3		
補 綴 系 歯 科 学	2		※ソ ー シ ャ ル ワ ー ク 実 習		8		
外 科 系 歯 科 学	2		隣 接 医 学 科 目	総 合 医 科 学	1		
歯 科 放 射 線 学	1			医 療 倫 理 学	1		
歯 科 麻 酔 学	1			基 礎 看 護 学	1		
歯 科 保 健 指 導 論	1			コ ミ ュ ニ ケ ー シ ャ ン 論	1		
歯 科 診 療 補 助 論	2			口 腔 保 健 衛 生 学 臨 床 実 習	14		
チ ー ム 歯 科 医 療 学	2			口 腔 保 健 衛 生 学 臨 地 実 習	5		
歯 科 衛 生 学 臨 床 系 基 礎 実 習 I	2			卒 業 研 究	3		
歯 科 衛 生 学 臨 床 系 基 礎 実 習 II	2						
高 齢 者 口 腔 保 健 衛 生 学	1						
障 害 者 口 腔 保 健 衛 生 学	1						
摂 食・嚥 下 リ ハ ビ リ テ ー シ ャ ン 学	2						
栄 養 学	1						
口 腔 疾 患 予 防 学	2						
口 腔 介 護 学	1			計	82	33	

備考1 選択科目15単位を履修すること。

備考2 社会福祉士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、※印の科目すべてを履修すること。

専門教育科目（口腔保健学科）

区分	授業科目	単位数		授業時間数	開講時期									
		必修	選択		1年		2年		3年		4年			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
専門教育科目 歯科衛生系科目	解剖学	2		30	2									
	生理学	1		15		1								
	生化学	1		15			1							
	口腔解剖学	1		15		1								
	歯の解剖学	1		15		1								
	口腔組織学	1		15			1							
	口腔生理学	2		30			2							
	病理学・口腔病理学	2		30			2							
	薬理学・歯科薬理学	2		30			2							
	微生物学・免疫学	2		30			2							
	オーラルヘルスプロモーション	1		15				1						
	歯科衛生士概論	2		30	(1)	(1) 2								
	歯科衛生統計	1		15			1							
	衛生行政	1		15		1								
	衛生学・公衆衛生学	2		30			(1)	(1) 2						
	口腔衛生学	2		30			2							
	口腔保健衛生学基礎実習	2		90			(1)	(1) 2						
	医療安全管理学	1		15					1					
	早期臨床実習	1		45		1								
	発達系歯科学	2		30				2						
	保存系歯科学	2		30				2						
	補綴系歯科学	2		30				2						
	外科系歯科学	2		30				2						
	歯科放射線学	1		15				1						
	歯科麻酔学	1		15				1						
	歯科保健指導論	1		15					1					
	歯科診療補助論	2		30				(1)	(1) 2					
	チーム歯科医療学	2		30				(1)	(1) 2					
歯科衛生学臨床系基礎実習Ⅰ	2		90				2							
歯科衛生学臨床系基礎実習Ⅱ	2		90					2						
高齢者口腔保健衛生学	1		15					1						
障害者口腔保健衛生学	1		15					1						

区分	授業科目	単位数		授業時間数	開講時期								
		必修	選択		1年		2年		3年		4年		
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専門教育科目	歯科衛生系科目	摂食・嚥下リハビリテーション学	2		30					2			
		栄養学	1		15				1				
		口腔疾患予防学	2		30			(1)	(1)				
		口腔介護学	1		15						1		
	社会福祉系科目	社会福祉調査の基礎	1		15		1						
		※心理学と心理的支援		1	15				1				
		※社会学と社会システム		1	15					1			
		※社会福祉の原理と政策		1	15		1						
		※ソーシャルワークの基盤と専門職		1	15		1						
		※ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)		1	15		1						
		※ソーシャルワークの理論と方法		1	15				1				
		※ソーシャルワークの理論と方法(専門)		1	15				1				
		※地域福祉と包括的支援体制		1	15					1			
		※福祉サービスの組織と経営		1	15					1			
		※社会保障		1	15					1			
		※高齢者福祉		1	15					1			
		※障害者福祉		1	15					1			
		※児童・家庭福祉		1	15					1			
		※貧困に対する支援		1	15					1			
		※保健医療と福祉		1	15					1			
※権利擁護を支える法制度		1	15					1					
※刑事司法と福祉		1	15					1					
※ソーシャルワーク演習		1	30				1						
※ソーシャルワーク演習(専門)		4	120						4				
※ソーシャルワーク実習指導		3	90						3				
※ソーシャルワーク実習		8	240						8				
隣接医学科目	総合医科学	1		15			1						
	医療倫理学	1		15						1			
	基礎看護学	1		15					1				
	コミュニケーション論	1		15						1			
	口腔保健衛生学臨床実習	14		630							14		
	口腔保健衛生学臨地実習	5		225							5		
	卒業研究	3		135							3		
合計単位数		82	33			13		38		35		29	

専門教育科目 卒業要件 必修科目 82 単位 選択科目 15 単位 計 97 単位

10 歯学部における語学マイレージ・プログラムの取扱いについて

徳島大学語学マイレージ・プログラム実施要領（平成30年1月16日学長制定。以下「実施要領」という。）の規定に基づき、歯学部（以下「本学部」という。）において実施する語学マイレージ・プログラム（以下「マイレージ・プログラム」という。）に関し必要な事項を次のとおり定める。

- 1 マイレージ・プログラムの対象とする語学は、英語とする。
- 2 本学部各学科のマイレージ・プログラムの対象とする科目等は、次表に掲げるとおりとし、学生が同表の左欄の科目等を履修したときは、学生は同表の右欄のマイレージポイントを取得することができる。

（歯学科）

科目等		マイレージポイント
教養教育科目	主題別英語	60～100 ※①
	発信型英語	60～100
専門教育科目	歯科英語 1	120～200 ※②
	歯科英語 2	120～200 ※②
外国語技能検定	TOEFL-ITP	310～677
語学教育センターが実施するプログラム		3～ 上限なし
語学留学		30～ ※③ 上限なし
歯学部が実施するプログラム（国際学会発表）		30～ ※④ 上限なし
歯学部が実施するプログラム （国際交流活動・IFR）	留学生の滞在アテンダント担当	10点
	留学生との交流会	3点／1回
	論文の抄読会	3点／1回
	国際学会発表・交換学生プログラムにおける派遣先での発表のリハーサル	3点／1回
	自由討論	3点／1回
スーパー英語		0～80 ※④
高等教育研究センターが実施するプログラム（語学留学を除く。）		高等教育研究センター予備審査によるポイント数

※①主題別英語 1 と主題別英語 2 の平均点とする。発信型英語は100点満点

②専門英語 歯科英語 1 及び歯科英語 2 の点数（100点満点）× 2 とする。

③歯学部では、インドネシア及びフィンランドプログラムに30ポイント。夏季あるいは春季の短期語学研修（高等教育研究センター実施）にも30ポイント加算する。

④スーパー英語については、80ポイントを上限に加算する。国際交流活動（IFR での活動を中心としたプログラム）、国際学会発表には加点をする。

(口腔保健学科)

科目等		マイレージポイント
教養教育科目	主題別英語	60～100 ※①
	発信型英語	60～100
専門教育科目 ※②	歯科衛生士概論	24～40
	早期臨床実習	36～60
	コミュニケーション論	60～100
外国語技能検定	TOEFL-ITP	310～677
語学教育センターが実施するプログラム		3～ 上限なし
語学留学		30～ ※③ 上限なし
歯学部が実施するプログラム (国際学会発表)		30～ ※④ 上限なし
歯学部が実施するプログラム (国際交流活動・IFR)	留学生の滞在アテンダント 担当	10点
	留学生との交流会	3点／1回
	論文の抄読会	3点／1回
	国際学会発表・交換学生プ ログラムにおける派遣先で の発表のリハーサル	3点／1回
	自由討論	3点／1回
スーパー英語		0～80 ※④
高等教育研究センターが実施するプログラム (語学留学を除く。)		高等教育研究センター予備審査によるポイント数

※①主題別英語 1 と主題別英語 2 の平均点とする。発信型英語は100点満点

②専門英語 歯科衛生士概論 (Dental Hygiene in English)・早期臨床実習 (実践歯科英語)・コミュニケーション論を合計 (200点満点)

③歯学部では、インドネシア及びフィンランドプログラムに30ポイント。夏季あるいは春季の短期語学研修 (高等教育研究センター実施) にも30ポイント加算する。

④スーパー英語については、80ポイントを上限に加算する。国際交流活動 (IFR での活動を中心としたプログラム)、国際学会発表には加点をする。

2-2 次の各号に掲げるマイレージポイントの申請は、別紙様式による。

※別紙様式は、歯学部学務係にあります。

- (1) 編入学、補欠入学、転学部及び転学科に伴う教養教育科目
- (2) 語学留学
- (3) 歯学部が実施するプログラム (国際学会発表)
- (4) 歯学部が実施するプログラム (国際交流活動・IFR)
- (5) 高等教育研究センターが実施するプログラム (語学留学を除く。)

3 本学部が定めるマイレージレベルは、次表に掲げるとおりとし、前項の規定により学生が取得したマイレージポイントの合計に応じて、学部長が学生に付与する。

(歯学科)

マイレージレベル	マイレージポイント合計
プラチナクラス	1,100以上
ゴールドクラス	900～1,099
ブロンズクラス	700～899
フリークエントクラス	500～699
ビジタークラス	500未満

(口腔保健学科)

マイレージレベル	マイレージポイント合計
プラチナクラス	900以上
ゴールドクラス	800～899
ブロンズクラス	700～799
フリークエントクラス	500～699
ビジタークラス	500未満

- 4 実施要領第6条に定めるマイレージポイントの認定は、本学の教養教育科目に相当する授業科目は教養教育院教授会の予備審査に基づき本学部教授会の議を経て、本学の専門教育科目に相当する授業科目は本学部教授会の議を経て、学部長が行う。
- 5 学部長は、転学部が許可された学生の受入れ又は学生の転学科を決定したときは、本学部教授会の議を経て、当該学生に係る転学部又は転学科前の科目等の履修を第2項に定める科目等の履修とみなし、同項に定めるマイレージポイントを再度付与することができる。
- 6 学生は、徳島大学歯学部規則第12条に規定する卒業の要件として、本学部規則で定める単位を取得するほか、第3項に定めるマイレージレベルのうちプラチナクラス、ゴールドクラス、ブロンズクラスのいずれかを有していなければならない。
- 7 学部長は、マイレージレベルにおいてゴールドクラス以上を付与された学生に対し、各学年末に学部長表彰を行うことができる。学部長表彰は1人の学生につき在籍中に1回限りとする。
- 8 学部長は、マイレージレベルにおいてプラチナクラスを付与された学生のうちから特に優秀な成績を修めた者を、学長表彰の対象として推薦することができる。

附 則

この申合せは、平成30年4月1日から実施する。

(略)

附 則

- 1 この申合せは、令和5年4月1日から実施する。
- 2 令和4年度以前に口腔保健学科に入学した者については、この申合せによる改正後の第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 徳島大学歯学部における試験等に関する細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、徳島大学歯学部規則（以下「規則」という。）第1条第2項の規定に基づき、授業科目の試験等について必要な事項を定めるものとする。

(科目構成)

第2条 規則別表第2に示す歯学科の授業科目のうち、次表左欄の授業科目は、右欄の授業小科目により構成されるものとする。

規則別表第2の授業科目及び単位数	授業科目を構成する授業小科目及び単位数
歯内治療学 1単位	歯内治療学1 0.5単位 歯内治療学2 0.5単位
高次口腔機能回復学実習 1単位	老年歯科医学実習 0.5単位 口腔インプラント学実習 0.5単位
隣接医学1 1単位	臨床検査医学 0.5単位 産科婦人科学 0.25単位 小児科学 0.25単位
隣接医学2 1単位	耳鼻咽喉学 0.25単位 皮膚科学 0.25単位 泌尿器科学 0.25単位 眼科学 0.25単位
隣接医学3 1単位	整形外科学 0.25単位 神経精神医学 0.25単位 栄養学 0.25単位 医事法制 0.25単位

(試験の科目)

第3条 歯学科において、試験は、規則別表第2に示す歯学科のすべての授業科目について行う。ただし、前条の表左欄に規定する授業科目は、右欄の授業小科目ごとに試験を行い、授業科目を構成するすべての授業小科目の合格をもって、単位修得を認める。

2 口腔保健学科において、試験は、規則別表第2に示す口腔保健学科のすべての授業科目について行う。

(進級の認定時期、方法等)

第4条 進級の認定時期、方法は、歯学科においては別表1のとおり、口腔保健学科においては、別表2のとおりとする。

ただし、歯学部教務委員会において、修学指導上、必要と判断される場合には、次の年次の授業の聴講を認める場合もある。

(略)

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

進級の認定時期、方法等

イ 歯学科

区 分	認定時期等	認 定 方 法 等
第1年次から 第2年次への 進 級	第1年次の 学 年 末	教養教育科目の履修要件の単位を修得しなければ留年とする。ただし、第2年次に単位の充足が可能と歯学部教授会が認めた場合は、仮進級とすることができる。
第2年次から 第3年次への 進 級	第2年次の 学 年 末	第2年次に開講される授業科目のすべての単位を修得しなければ留年とする。ただし、前期開講の科目は、前期末までに単位を修得しなければ留年とする。 また、第2年次への進級が仮進級となっていた場合は、教養教育科目の履修要件の単位を修得しなければ留年とする。
第3年次から 第4年次への 進 級	第3年次の 学 年 末	第3年次に開講される授業科目のすべての単位を修得しなければ留年とする。ただし、前期開講の科目は、前期末までに単位を修得しなければ留年とする。
第4年次から 第5年次への 進 級	第4年次の 前 期 末	第4年次前期に開講される授業科目のすべての単位を修得しなければ留年とする。この場合、第4年次後期に開講される臨床実習1を受講できない。
第4年次から 第5年次への 進 級	第4年次の 学 年 末	第4年次後期に開講される授業科目のすべての単位を修得しなければ留年とする。なお、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）が実施する臨床実習前共用試験（CBT及びOSCE）に合格できなかった場合は、臨床実習1を不合格とする。また、臨床実習1以外の授業科目の単位を修得できず留年となる場合も臨床実習1の単位修得を認めない。臨床実習1を単位修得できなかった場合は、再受講するものとする。
第5年次から 第6年次への 進 級	第5年次の 学 年 末	臨床実習2の単位を修得しなければ留年とする。なお、機構が実施する臨床実習後共用試験（Post-CCPX）に不合格の場合は、臨床実習2の単位修得を認めず、再受講するものとする。
卒 業	第6年次の 学 年 末	卒業要件の必要単位をすべて修得しなければ留年とする。

※歯学部専門教育科目において、前期に開講される授業科目の単位が修得できていない場合も後期に開講される授業科目の受講を妨げないものとする。

進級の認定時期、方法等

□ 口腔保健学科

区 分	認定時期等	認 定 方 法 等
第1年次から 第2年次への 進 級	第1年次の 学 年 末	<p>下記の履修要件を満たし、かつ、第1年次の必修科目を修得しなければ留年とする。ただし、第2年次に単位の充足が可能と歯学部教授会が認めた場合は、仮進級とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養教育科目 22単位以上 (基盤英語2単位と主題別英語2単位を含む。) ・専門教育科目 (必修) <ul style="list-style-type: none"> 解剖学 2単位 生理学 1単位 口腔解剖学 1単位 歯の解剖学 1単位 歯科衛生士概論 2単位 衛生行政 1単位 早期臨床実習 1単位 社会福祉調査の基礎 1単位
第2年次から 第3年次への 進 級	第2年次の 学 年 末	<p>下記の履修要件を満たし、かつ、必修科目を修得しなければ留年とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養教育科目 30単位以上 ・専門教育科目 (必修) <ul style="list-style-type: none"> 生化学 1単位 口腔組織学 1単位 口腔生理学 2単位 病理学・口腔病理学 2単位 薬理学・歯科薬理学 2単位 微生物学・免疫学 2単位 オーラルヘルスプロモーション 1単位 歯科衛生統計 1単位 衛生学・公衆衛生学 2単位 口腔衛生学 2単位 口腔保健衛生学基礎実習 2単位 発達系歯科学 2単位 保存系歯科学 2単位 補綴系歯科学 2単位 外科系歯科学 2単位 歯科放射線学 1単位 歯科麻酔学 1単位 歯科衛生学臨床系基礎実習Ⅰ 2単位 栄養学 1単位 口腔疾患予防学 2単位 総合医科学 1単位 <p>また、第2年次への進級が仮進級となっていた場合は、第1年次から第2年次への進級要件の単位を修得しなければ留年とする。</p>

区 分	認定時期等	認 定 方 法 等
第 3 年 次	第 3 年次の 前 期 末	下記の必修科目を修得しなければ留年とする。この場合、第 3 年次後 期に開講する実習科目及び卒業研究を受講できない。 歯科診療補助論 2 単位 チーム歯科医療学 2 単位 歯科衛生学臨床系基礎実習Ⅱ 2 単位
第 3 年次から 第 4 年次への 進 級	第 3 年次の 学 年 末	下記の履修要件を満たし、かつ、必修科目を修得しなければ留年とする。 ・必修科目 医療安全管理学 1 単位 歯科保健指導論 1 単位 高齢者口腔保健衛生学 1 単位 障害者口腔保健衛生学 1 単位 摂食・嚥下リハビリテーション学 2 単位 口腔介護学 1 単位 医療倫理学 1 単位 基礎看護学 1 単位 コミュニケーション論 1 単位 ・第 3 年次までに終了する社会福祉系科目の選択科目（18科目23単 位）のうち15単位以上
卒 業	第 4 年次の 学 年 末	卒業要件の必要単位をすべて修得しなければ留年とする。

※歯学部専門教育科目において、前期に開講される授業科目の単位が修得できていない場合も後期に開講される授業科目の受講を妨げないものとする。

12 徳島大学歯学部歯学科学修要領

(1) 単位の計算基準

1 単位あたりの学習時間は、45時間と定められており、これに従って授業毎に単位数が決められています。1 回の授業について、講義、演習については2時間、実習については1時間の予習と復習が必要です。

専門科目	講義、演習	15時間（※ただし、「実践歯科医療学演習」は30時間）
	実習	30時間

(2) GPA

GPA は学生が履修した授業科目の成績（GP）をもとに、学生が履修した全科目の成績の平均値を算出したものです。

本学が全学的に導入している標準 GPA の算出式を下記に示します。この GPA の定義は、科目毎の成績を段階評価した後、合格した科目の成績だけでなく、不合格科目の成績も平均値の計算に利用するところが特徴です。

・ GP (Grade Point) : 成績評価

90点以上 = 4

80点以上90点未満 = 3

70点以上80点未満 = 2

60点以上70点未満 = 1

60点未満 = 0

・ GPA (Grade Point Average) : 学生が取得した科目の成績を集約した値

$$\text{GPA} = \frac{\text{（評価を受けた各授業科目で得た GP} \times \text{当該授業科目の単位数）の合計}}{\text{評価を受けた各授業の単位数の合計}}$$

(3) CAP

履修科目数上限が設けられています。

1 年生 年間48単位まで

2 年生 年間48単位（相当）まで

3 年生 年間45単位（相当）まで

4 年生 年間45単位（相当）まで

5 年生 年間40単位（相当）まで

6 年生 年間25単位（相当）まで

(4) 学年、学期及び休業日

① 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

② 学年を分けて次の2学期とします。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

各期は15週を消化するものとします。

③ 休業日は、次のとおりです。なお必要により下記工からキまでの休業日を変更し、または臨時休業を定めることがあります。

ア 土曜日・日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 開学記念日 11月2日

エ 春季休業 4月1日から4月5日まで

オ 夏季休業 8月1日から8月31日まで

カ 冬季休業 12月25日から翌年1月7日

キ 学年末休業 3月25日から3月31日まで

④ 6年次の卒業認定日は、3月3日です。(ただし、3月3日が土曜日、日曜日の場合は、その翌々日、または翌日の月曜日を卒業認定日とする。)

(5) 試験・評価について

履修した授業の成績評価及び単位認定は、原則として学期末に各科目の試験を行い、合格したものに所定の単位が与えられます。

なお、専門教育科目について、講義にあつては授業時間数の3分の2以上、実習にあつては4分の3以上出席していなければ、試験を受けることはできません。この場合において、教育内容に応じた出席要件を課している授業科目にあつては、当該出席要件を満たしていなければなりません。なお、遅刻は1/3回の欠席として計算します。

① 試験の欠席・追試験

病気などやむを得ない事情のため試験を受けることができなかった者は、所定の手続きを経て、追試験を受けることができます。手続き等については、学務係にすみやかに連絡をし、必ず追試験願を提出してください。

なお、追試験の再試験は行わないこととします。

② 再試験

試験を受けて合格しなかった者は、授業科目の内容に責任を持つ教員が教育上必要と認めた場合に限り、再試験を受けることができます。

再試験日程等詳細については、担当教員の指示にしたがってください。

③ 成績の評価

試験の成績は、100点をもって満点とし、60点をもって合格とします。

また、秀(90点以上)、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)と区分されます。

④ 成績の通知

専門教育科目の成績通知は、試験担当分野または学務係より「教務システム」によって連絡します。

なお、成績の疑義については、「19 徳島大学歯学部における成績評価等の申立てへの対応に関する申合せ」を参照してください。

⑤ 進級認定

認定時期に合わせて、「教務システム」によって連絡します。

(6) 試験における不正行為に対する措置について

試験(追試験、再試験を含む。)において、不正行為をした者は、学則の規定により懲戒を受けるほか、その学期中に履修した全科目の成績が取り消され、改めて所定の科目を履修しなければなりません。(留年となります。)

レポートなどにおいて、他人の文章などを写して自分の文章などと詐称した場合は不正行為とみなされるので注意して下さい。

(7) 臨床実習について

- ① 歯科臨床科目および共用試験合格者でなければ、臨床実習を受けることができません。
- ② 臨床実習は、本学部教員及び学外の実習等協力機関に所属する医療人の厳格な指導のもとに、大学病院各科(部)及び実習等協力機関において診療の基本を修得するものとします。
- ③ 臨床実習期間は、別途通知します。

(8) 学生実習用器具について

- ① 学生実習用器具の貸与
学生の経費負担を軽減するために、実習用器具として貸与するものがあります。
- ② 学生実習用器具の学生購入
学生実習用器具の一部を学生に購入させることがあります。

(9) 歯学科教授及びクラス担任一覧

所 属 講 座	氏名等・メールアドレス	研 究 室	備 考
基礎 口腔 科学	教授 馬場 麻人 baba.otto@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎4階南側 口腔顎顔面形態学分野教授室	6年次生クラス主担任
	教授 山本 朗仁 akihito@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎4階南側 組織再生制御学分野教授室	3年次生クラス主担任
	助教 加納 史也 fkano@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎4階南側 組織再生制御学分野研究室	2年次生クラス副担任
	教授 常松 貴明 tsunematsu@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎5階北側 口腔分子病態学分野教授室	6年次生クラス副担任
	教授 住友 倫子 sumitomo.tomoko@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎4階北側 口腔微生物学分野教授室	2年次生クラス主担任
	講師 廣島 佑香 yuka.hiroshima@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎4階北側 口腔微生物学分野研究室	3年次生クラス副担任
	教授 松本 真司 smatsumoto@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎4階東側 口腔分子生理学分野教授室	1年次生クラス主担任
	講師 長谷川 敬展 thase@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎4階東側 口腔分子生理学分野第1研究室	5年次生クラス副担任
	教授 工藤 保誠 yasusei@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎4階北側 口腔生命科学分野教授室	5年次生クラス主担任
	准教授 三好 圭子 miyoshi@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎4階北側 口腔生命科学分野セミナー室	1年次生クラス副担任

所属講座	氏名等・メールアドレス	研究室	備考	
基礎口腔科学	予防歯学 教授 (併任) 片岡 宏 介 kataoka-k@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎 6 階南側 口腔保健福祉学分野教授室		
	生体材料工学 教授 濱田 賢 一 hamada.dent@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎 5 階北側 生体材料工学分野教授室	6・4 年次生クラス主担任	
	助教 武川 恵 美 uyamanikofu@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎 5 階北側 生体材料工学分野研究室	4 年次生クラス副担任	
機能維持系臨床歯学	歯科保存学 教授 保坂 啓 一 hosaka@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎 3 階北側 再生歯科治療学分野教授室	4 年次生クラス主担任	
		講師 細川 育 子 ihosokawa@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎 3 階北側 再生歯科治療学分野第 1 研究室	2 年次生クラス副担任
	歯周歯内治療学	教授 湯本 浩 通 yumoto@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎 3 階南側 歯周歯内治療学分野教授室	
		助教 板東 美 香 banchi@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎 3 階南側 歯周歯内治療学分野第 2 研究室	6 年次生クラス副担任
	口腔顎顔面補綴学	教授 渡邊 恵 恵 megwat@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎 3 階北側 口腔顎顔面補綴学分野教授室	
		助教 後藤 崇 晴 tak510@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎 3 階東側 口腔顎顔面補綴学分野研究室	3 年次生クラス副担任
	顎機能咬合再建学	教授 松 香 芳 三 matsuka@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎 3 階南側 顎機能咬合再建学分野教授室	6 年次生クラス主担任
		教授 細木 眞 紀 hosoki@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎 3 階東側 顎機能咬合再建学分野第 2 研究室	5 年次生クラス副担任
	総合診療歯科学	教授 北村 直 也 nkitamura@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎 3 階南側 総合診療歯科学分野教授室	1 年次生クラス主担任
		助教 大川 敏 永 toshi.oh@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎 3 階北側 総合診療歯科学分野第 3 研究室	4 年次生クラス副担任
	口腔疾患系臨床歯学	口腔内科学 教授		
		口腔外科学 教授 栗尾 奈 愛 kurio.naito@tokushima-u.ac.jp	医学臨床 B 棟 4 階南側 口腔外科学分野教授室	
歯科放射線学 教授				
歯科麻酔科学 教授 川人 伸 次 kawahito.shinji@tokushima-u.ac.jp		医学臨床 B 棟 3 階南側 歯科麻酔科学分野教授室	3 年次生クラス主担任	
発達育成系臨床歯学	口腔顎顔面矯正学 教授 田中 栄 二 etanaka@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎 3 階北側 口腔顎顔面矯正学分野教授室	2 年次生クラス主担任	
	小児歯科学	教授 岩崎 智 憲 iwasaki@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎 4 階北側 小児歯科学分野教授室	5 年次生クラス主担任
		助教 北村 尚 正 kitamura.takamasa@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎 4 階北側 小児歯科学分野医局	1 年次生クラス副担任

13 徳島大学歯学部口腔保健学科学修要領

(1) 単位の計算基準

1 単位あたりの学習時間は、45時間と定められており、これに従って授業毎に単位数が決められています。1回の授業について、講義については2時間、演習については1時間の予習と復習が必要です。

専門科目	講義	15時間
	演習	30時間
	実習	45時間（※ただし、歯学部規則別表第2口の社会福祉系科目に 当たる実習は30時間）

なお、卒業研究はこの限りではありません。

(2) GPA

GPA は学生が履修した授業科目の成績（GP）をもとに、学生が履修した全科目の成績の平均値を算出したものです。

本学が全学的に導入している標準 GPA の算出式を下記に示します。この GPA の定義は、科目毎の成績を段階評価した後、合格した科目の成績だけでなく、不合格科目の成績も平均値の計算に利用するところが特徴です。

・ GP (Grade Point) : 成績評価

90点以上 = 4

80点以上90点未満 = 3

70点以上80点未満 = 2

60点以上70点未満 = 1

60点未満 = 0

・ GPA (Grade Point Average) : 学生が取得した科目の成績を集約した値

GPA =
$$\frac{\text{(評価を受けた各授業科目で得た GP} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{評価を受けた各授業の単位数の合計}}$$

(3) CAP

履修科目数上限が設けられています。

1 年生 年間48単位（相当）まで

2 年生 年間48単位（相当）まで

3 年生 年間48単位（相当）まで

4 年生 年間25単位（相当）まで

(4) 学年、学期及び休業日

① 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

② 学年を分けて次の2学期とします。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

各期は15週を消化するものとします。

- ③ 休業日は、次のとおりです。なお、必要により下記工からキまでの休業日を変更し、または臨時休業を定めることがあります。

ア 土曜日・日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 開学記念日 11月2日

エ 春季休業 4月1日から4月5日まで

オ 夏季休業 8月1日から8月31日まで

カ 冬季休業 12月25日から翌年1月7日

キ 学年末休業 3月25日から3月31日まで

- ④ 4年次の卒業認定日は、3月3日です。(ただし、3月3日が土曜日、日曜日の場合は、その翌々日、または翌日の月曜日を卒業認定日とする。)

(5) 教育課程

① 卒業要件

卒業するためには、4年以上在学し、次の区分に従い127単位以上を修得する必要があります。

教 養 教 育 科 目		30単位以上
専 門 教 育 科 目	必 修 科 目	82単位
	選 択 科 目	15単位
	計	97単位
合 計		127単位以上

② 学位の授与

本学科を卒業した者に対して、学士（口腔保健学）の学位が授与されます。

③ 国家試験受験資格

本学科の卒業生には、歯科衛生士国家試験の受験資格が与えられます。

また、所定の単位を取得した者には、社会福祉士国家試験の受験資格が与えられます。なお、社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、(10)社会福祉士国家試験受験資格について(35ページ)を参照し、計画的に単位を修得してください。

(6) 授業の履修等について

① 履修手続

専門教育科目のうち必修科目については、一括登録しますので、履修登録手続は不要です。

② 履修上の注意

ア 同一曜日の同一時間帯に複数の授業科目を履修することはできません。

イ 履修登録されていない科目については、単位認定されないことがあります。

③ 授業の欠席

専門教育科目の授業を欠席する場合は、「欠席届」を学務係に提出してください。

(7) 試験・評価について

履修した授業の成績評価及び単位認定は、原則として学期末に各科目の試験を行い、合格したものに所定の単位が与えられます。

なお、専門教育科目について、講義にあっては授業時間数の3分の2以上、実習にあっては4分の3以上出席していなければ、試験を受けることはできません。この場合において、教育内容に応じた出席要件を課している授業科目にあっては、当該出席要件を満たしていなければなりません。なお、遅刻は1/3回の欠席として計算します。

① 試験の欠席・追試験

病気などやむを得ない事情のため試験を受けることができなかった者は、所定の手続きを経て、追試験を受けることができます。手続き等については、学務係にすみやかに連絡をし、必ず追試験願を提出してください。

なお、追試験の再試験は行わないこととします。

② 再試験

試験を受けて合格しなかった者は、授業科目の内容に責任を持つ教員が教育上必要と認めた場合に限り、再試験を受けることができます。

再試験日程等詳細については、担当教員の指示にしたがってください。

③ 成績の評価

試験の成績は、100点をもって満点とし、60点をもって合格とします。

また、秀(90点以上)、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)と区分されます。

なお、卒業研究の評価は、「合」または「否」となります。

④ 成績の通知

専門教育科目の成績通知は、試験担当分野または学務係より「教務システム」によって連絡します。

なお、成績の疑義については、「19 徳島大学歯学部における成績評価等の申立てへの対応に関する申合せ」を参照してください。

⑤ 進級認定

認定時期に合わせて、「教務システム」によって連絡します。

(8) 試験における不正行為に対する措置について

試験(追試験、再試験を含む。)において不正行為をした者は、学則の規定により懲戒を受けるほか、その学期中に履修した全科目の成績が取り消され、改めて所定の科目を履修しなければなりません。(留年となります。)

レポートなどにおいて、他人の文章などを写して自分の文章などと詐称した場合は不正行為とみなされるので注意して下さい。

(9) 学生実習用器具について

① 学生実習用器具の貸与

学生の経費負担を軽減するために、実習用器具として貸与するものがあります。

② 学生実習用器具の学生購入

学生実習用器具の一部を学生に購入させることがあります。

(10) 社会福祉士国家試験受験資格について

所定の単位を修得することにより、社会福祉士国家試験の受験資格が得られます。

修得すべき科目及び単位と、本学で開設する授業科目及び単位との関係は、以下のとおりです。

社会福祉士の国家試験受験資格を得ようとする者は、必要な授業科目を確認し、充分注意して履修計画をたててください。

指 定 科 目	本学開設授業科目	単 位 数	開講学年
医学概論	総合医科学※	1	2
心理学と心理的支援	心理学と心理的支援	1	2
社会学と社会システム	社会学と社会システム	1	3
社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策	1	1
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	1	1
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職	1	1
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	1	1
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法	1	2
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法（専門）	1	2
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制	1	3
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	1	3
社会保障	社会保障	1	3
高齢者福祉	高齢者福祉	1	3
障害者福祉	障害者福祉	1	3
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉	1	3
貧困に対する支援	貧困に対する支援	1	3
保健医療と福祉	保健医療と福祉	1	3
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	1	3
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	1	3
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	1	2
ソーシャルワーク演習（専門）	ソーシャルワーク演習（専門）	4	3～4
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導	3	3～4
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習	8	3
合 計		35	

(11) 徳島大学歯学部口腔保健学科における社会福祉士国家試験の受験資格を取得するために必要な実習・演習科目に関する履修方法等について

徳島大学歯学部口腔保健学科における社会福祉士国家試験の受験資格を取得するために必要な実習・演習科目に関する授業時間数及び履修方法等については、下記のとおりとする。

記

1 実習・演習科目の授業時間数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ソーシャルワーク演習 30時間
- (2) ソーシャルワーク演習（専門） 120時間
- (3) ソーシャルワーク実習指導 90時間
- (4) ソーシャルワーク実習 240時間

2 実習・演習科目の履修時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ソーシャルワーク演習 2年後期
- (2) ソーシャルワーク演習（専門） 3年前期・後期及び4年前期・後期
- (3) ソーシャルワーク実習指導 3年前期・後期及び4年前期
- (4) ソーシャルワーク実習 3年前期・後期

3 実習・演習科目の履修方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導講義室において、実習演習担当専任教員のもとグループワーク等を行う。
- (2) ソーシャルワーク実習
実習施設において、実習指導者のもと実習を行う。

4 実習・演習科目の履修登録は、歯学部事務課学務係が行う。

なお、以下の科目を単位修得していない者は、実習・演習科目を履修することはできない。

- (1) ソーシャルワーク演習
 - ・総合医科学
 - ・社会福祉の原理と政策
 - ・社会福祉調査の基礎
 - ・ソーシャルワークの基盤と専門職
 - ・ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）
- (2) ソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導、ソーシャルワーク実習
 - ・心理学と心理的支援
 - ・ソーシャルワークの理論と方法
 - ・ソーシャルワークの理論と方法（専門）
 - ・ソーシャルワーク演習

(12) 口腔保健学科教員一覧

所属講座	氏名等・メールアドレス	研究室	備考
口腔保健医療管理学	教授 藤原 奈津美 nfujiwara@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎6階南側 口腔保健医療管理学分野教授室	4年次生クラス担当教員
	助教 松村 佑季 matsumura.yuki@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎6階南側 口腔保健学科第6研究室	1年次生クラス担当教員
	教授 日野出 大輔 hinode@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎6階南側 口腔保健衛生学分野教授室	
口腔保健衛生学	講師 福井 誠 fmakoto@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎6階南側 口腔保健学科第6研究室	3年次生クラス担当教員
	教授 尾崎 和美 ozaki@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎6階南側 口腔保健支援学分野教授室	2年次生クラス担当教員
口腔保健支援学	准教授 吉田 賀弥 kaya@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎6階南側 口腔保健学科第6研究室	
	教授 松山 美和 miwa.matsuyama@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎6階南側 口腔機能管理学分野教授室	3年次生クラス担当教員
口腔機能管理学	講師 渡辺 朱理 akari.watanabe@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎6階南側 口腔保健学科第6研究室	
	教授 白山 靖彦 shirayama@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎6階南側 地域医療福祉学分野教授室	4年次生クラス担当教員
地域医療福祉学	助教 北村 美渚 kitamura.mio@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎6階南側 口腔保健学科第5研究室	2年次生クラス担当教員
	教授 片岡 宏介 kataoka-k@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎6階南側 口腔保健福祉学分野教授室	1年次生クラス担当教員
口腔保健福祉学	助教 一ノ宮 実咲 ichinomiya.misaki@tokushima-u.ac.jp	歯学部校舎6階南側 口腔保健学科第5研究室	

14 一般周知事項

1 歯学部事務室（学務係）の窓口

事務室の窓口業務時間は、平日（土・日・祝日を除く）の8:30～17:15（12:00～13:00を除く）です。ので注意してください。

2 学生への通知・連絡方法

大学からの連絡等は、基本的には教務システム又はメールにより行います。ただし、内容によっては、歯学部掲示板を利用する場合があります。教務システム、メール、掲示板を1日1回は確認するようにしてください。

3 学生証について

学生証は、本学の学生であることを証明するもので、通学の際も必ず携帯しなければなりません。学生証は、出席確認や歯学部棟への夜間入館カード、附属図書館等の入退館カード、定期健康診断の受付、各種証明書の発行機能等があります。その保管には十分注意し、紛失しないようにしてください。

本証を紛失したときは、生協電子マネー Supica の不正利用を防止するため、生協事務所（088-652-1073）に連絡し、生協電子マネー Supica 等の利用停止手続きを行ってください。

期間更新、氏名変更等による再交付は無料ですが、汚損又は紛失による場合は有料（1,100円）となります。

上記に係る「再発行の申請」手続きは、学務係で行ってください。

4 各種証明書の発行

○証明書発行機で交付される証明書

在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書、健康診断証明書、学割旅客運賃割引証（学割証）は、「証明書発行機」により発行することができます。証明書発行機の利用には学生証が必要です。

学割旅客運賃割引証（学割証）は年間10枚を限度として発行されますので、あらかじめ使用計画を立てて、使用してください。これを不正使用したり誤って使用することのないよう注意してください。

*割り当て枚数は、必要により、所属学部の学務（教務）係または教育支援課教務情報係へ申請することで増やすことができます。

○学務係で交付される証明書

以下の各証明書の発行申請については、所定の『証明書交付願』により必要とする日の3日前（申請日、土曜日、日曜日及び祝日は除く）までに手続きをしてください。

- (1) 卒業証明書
- (2) 通学証明書
- (3) 他大学受験許可証
- (4) その他必要とする証明書

○証明書コンビニ発行サービス（有料）

以下の各証明書は、「証明書コンビニ発行サービス」を利用して、コンビニエンスストアで証明書を発行することができます。ただし、利用時には、システム利用料と印刷代がかかります。

- (1) 在学証明書
- (2) 成績証明書
- (3) 卒業見込証明書

発行方法等の詳細は、大学の HP を確認してください。

徳島大学 HP トップ→教育・学生生活→諸手続のご案内→証明書コンビニ発行サービスについて

5 休学、復学、退学等の手続き

休学、復学、退学を希望する学生は、所定用紙に必要事項を記入し、保証人連署のうえ、希望日の1ヶ月以上前に提出しなければなりません。

手続きについては、歯学部の HP を確認してください。

徳島大学歯学部 HP トップ→教育・学生生活→各種届出等の様式→学部学生→『学生異動願（休学、復学、退学）の提出要項』

6 他大学受験について

本学部に在籍して他大学の受験を希望する者は、事前に『他大学受験許可願』を提出して、受験許可を受けなければなりません（許可書の発行までには2週間を必要とします。）

- ・受験の結果は、速やかにクラス担任又は学務係に報告してください。
- ・合格した大学へ入学する場合は、直ちに退学の手続きをしてください。

7 転学部

希望者は転学部願を提出し、当該学部の教授会の議を経て学長が許可することがあります。事前に学務係やクラス担任に相談してください。

8 除籍

次の各項目の一に該当した場合は、教授会の議を経て学長が除籍します。

- ① 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を学長が指定する期日までに納付しない者
- ② 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても、納付しない者
- ③ 学則に定める在学期間を超えた者
- ④ 学則に定める休学期間を超えた者
- ⑤ 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

9 宿所の届出

自身の住所・連絡先等に変更があった場合は、必ず教務システムから情報を更新してください。保護者の住所・連絡先等に変更があった場合は、「宿所届」を学務係へ提出してください。

10 保証人住所・保証人変更届

保証人、又は保証人の住所等に変更があった場合は、速やかに「保証人住所・保証人変更届」を学務係へ提出してください。

11 改姓（名）届

変更があれば、直ちに所定の届出用紙により報告してください。

12 授業料納付

入学時に登録した金融機関の口座から自動引落を行います。納入時期は、次のとおりです。

前期分（4月～9月）→5/27（休日の場合は翌営業日）

後期分（10月～3月）→11/27（休日の場合は翌営業日）

※自動引落日の前日15時までに指定口座に入金してください。

13 授業料免除制度

日本学生支援機構給付奨学金の受給の認定を受けた者が授業料免除の該当者となります。（給付奨学金の受給の認定がないと入学料免除と授業料免除の資格は与えられません。）申請方法等の詳細は、

徳島大学 HP（<https://www.tokushima-u.ac.jp/campus/scholarship/>）を参照してください。

徳島大学 HP トップ→教育・学生生活→授業料免除・奨学金等

14 奨学資金制度

《日本学生支援機構》

日本学生支援機構は、人物、学業ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者に対して、奨学金を給付又は貸与し、人材の養成と教育の機会均等の実現を図ろうとするものです。

[貸与奨学金（返済必要）]

奨学金の種類には『第一種奨学金（無利子）』及び『第二種奨学金（有利子）』があります。

奨学生の募集については、その都度学生用掲示板に提示しますが、春の定期募集は4月にあります。

注1. 奨学生は、「奨学生のしおり」を熟読し、奨学生としての責務を果たし、異動等が生じた時は速やかに所定の手続きをとること。

2. 奨学金継続願の提出

奨学生は、毎年所定の月（12月頃）に継続願を提出し、審査を受ける必要があります。（変更される場合があるので、注意すること。）これを怠ると、奨学生の資格を失うので注意して下さい。

[給付奨学金（返済不要）]

世帯収入の基準を満たし、「学ぶ意欲」がある者を支援する制度です。給付奨学金が支給されるほか、大学の授業料等減免支援も受けることができます。

制度の詳細は大学 HP を確認してください。

徳島大学 HP トップ→教育・学生生活→高等教育の修学支援新制度について

《日本学生支援機構以外の奨学金》

地方公共団体及びその他の奨学金の募集が毎年3月～5月頃にあるので、手続き方法については、掲示板及び教務システムへの掲載を行います。注意して確認してください。

15 学生教育研究災害傷害保険

大学の教育研究活動中及び通学中等における不慮の災害事故による学生の傷害に対する救済措置として「学生教育研究災害傷害保険」に一括加入することとしています。

身体に傷害を被った場合、事故の日時、場所、状況、傷害の程度を、事故通知（学務係にあります）により保険会社へ届け出てください。事故の日から30日以内に届け出のない場合は、保険金が支払われない場合がありますので注意してください。

16 学生金庫

学生で、学資金の窮迫している者又は緊急の出費を必要とする者に対して一時援助をするために行う貸付金の制度です。詳細に関しては徳島大学学生後援会（学務部教育支援課内）へ相談してください。

1. 貸し付け限度額は10万円までとします。
2. 貸し付け期間は、貸し付け日より90日以内とします。
3. 貸付金は無利子、無担保とします。

17 単位認定試験等における不正行為

単位認定試験等において不正行為を行い懲戒処分を受けた学生に対し、その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消します。

不正行為は絶対しないでください。

「18 徳島大学単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項」を参照してください。

18 海外渡航届

学生が海外渡航をする場合、学生の安全管理のため、渡航目的が「留学」に限らず、学会発表、ボランティア等、あるいは観光などの私事によるものについても、「海外渡航届」の提出が必要です。

海外渡航前に必ず学務係に提出してください。

19 学生団体、学生の集会・行事等について

一つの学部の学生で構成する学生団体を設立しようとするときは「学生団体設立承認願」を提出してください。また、継続して活動を行う場合は「学生団体継続願」、解散する場合は「学生団体解散届」を提出する必要があります。

学生で集会や行事等を開催する場合は「集会・行事等届」を提出してください。

部活・サークル等で大会や行事等に参加する場合は「課外活動参加承認願」を提出してください。

勧誘チラシ等を配布するためには、「文書印刷物配布届」を提出してください。

20 講義室の使用について

授業及び大学の行事等に差し支えのないときに限り、使用許可を受けたのちに使用することができます。

「集会・行事等届」を使用日の3日前までに学務係へ提出してください。

21 健康管理

本学で行う定期健康診断は、キャンパスライフ健康支援センターの実施計画に基づき、徳島大学病院医師の協力を得て実施しています。

毎年4月から5月にかけて学部学年ごとに日を決めて行っています。これは、学校保健安全法で定められているものですから、必ず受診してください。未受診の場合は、実習を受講できないことがあります。

また、入学時に実施したウイルス抗体検査にて「抗体価陰性」あるいは「抗体価陽性（基準を満たさない）」の結果の場合は、ワクチン接種を推奨します。

22 交通事故の防止

最近、学生の交通事故が多発しています。

本学学生の中にも、交通事故の当事者となり、身体的及び精神的な打撃を受けて就学に支障を来している者がいますので、交通法規を守り交通事故防止に細心の注意を払うよう努めてください。

また、蔵本地区では交通事故防止、良好な教育・研究環境を保持するため、以下のような自動車通学、構内におけるオートバイの走行、オートバイ及び自転車の駐輪等の規制を行っているので、厳守してください。

下記の項目を守ってください。

- ① オートバイは、専用入口から入構し、駐輪場に整然と駐輪してください。また、構内の走行は注意してください。
- ② 自転車は、必ず所定の駐輪場に整然と駐輪してください。
建物玄関付近及び通路等への不法な駐輪を繰り返した場合には、乗り入れを禁止します。
- ③ 自動車通学は、原則として禁止します。
正当な理由により登録して許可された車は、駐車場へ駐車してください。
万一、交通事故が発生した場合は、当事者は加害者・被害者を問わずクラス担任及び学務係に事故の内容を報告するとともに、交通事故報告書を学務係へ届け出てください。

23 学生ロッカーについて

学生各人に、ロッカーを貸与し使用できるようにしています。

ロッカーの使用に当たっては、特に火災・盗難、カギの紛失に注意をしてください。

なお、カギを紛失した場合、再作製の費用は各自で負担してもらいます。

24 その他

- ① 学生の電話口への呼び出しは一切行わないので、家族、知人等にも周知しておいてください。
- ② 学生個人宛の郵便物等は、原則として取り扱いません。

- ③ 大学構内での喫煙は禁止します。
- ④ 盗難には十分注意し、貴重品等の所持品は、自己管理してください。
- ⑤ 講義室は常に整頓し、清潔を心掛けてください。授業以外に講義室を使用する場合がありますので、私物を放置しないでください。
- ⑥ 学内における交通事故、盗難被害、遺失物及び拾得物は、速やかに学務係まで届け出てください。
- ⑦ 火気には十分に注意してください。

15 クラス委員について

- 1 クラスの公正かつ円滑な運営を図るために、各クラスにクラス委員としてクラス総代（以下、「総代」という。）1名、クラス副総代（以下、「副総代」という。）2名、投票管理委員2名を置く。
- 2 クラス内の各種意向を取りまとめるにあたり、総代及び副総代（以下、「総代等」という。）はクラス総会（メール会議、オンライン会議等による開催も含む）を招集し、クラスの公正かつ円滑な運営を進める。
- 3 クラス総会での投票はクラスの有権者（クラス在籍者のうち停学中又は休学中の者を除く）の過半数の投票をもって有効とし、投票数の過半数をもって決する。
- 4 クラスの有権者5名（歯学科）又は3名（口腔保健学科）以上から、クラス総会開催の要求があった場合、総代等はクラス総会を開催しなければならない。
- 5 総代等は大学、総代会等からの情報をクラスに伝達、周知するとともに、クラス担任、学生委員会、学務係等と連携し、必要に応じて指導助言を受ける。
- 6 総代等はクラスの運営に必要なクラス内組織を構成し、必要な要員を配置し、公正かつ円滑に機能するよう働きかける。
- 7 総代および副総代は総代会議にクラス代表として出席する。
- 8 クラス委員はクラスの有権者からクラス総会で選出する。ただし、1年次においては総代等の選出に先んじて投票管理委員を選出する。
- 9 クラス委員は、毎学年の授業開始日から7日以内に選出する。ただし、1年次においては授業開始日から1か月以内に選出する。
- 10 クラス委員の任期は、選出日から次期当該クラス委員の選出日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 11 クラス委員を一任期の間務めた者が、先のものと同じのクラス委員に選出された場合、当該クラス委員への再任を拒否することができる。
- 12 クラス委員の辞任又は解任については、クラス総会での承認を必要とする。
- 13 総代会議は、正当な事由なく長期にわたり出席していない総代等の解任を当該クラス総会に勧告することができる。
- 14 クラス委員は、退学、停学、休学又は留年となった場合は、クラス総会の承認を経ることなく当該クラス委員を離任する。なお、離任の時期は、退学、停学又は休学の場合は退学、停学又は休学期間開始日以前の任意の日、留年の場合は留年が決定した年度の3月31日以前の任意の日とし、離任するクラス委員は、他のクラス委員に離任日を通知することとする。
- 15 クラス委員が辞任若しくは解任された場合又は離任した場合、辞任若しくは解任の場合はクラス総会で辞任若しくは解任が承認された日から、離任した場合は離任日から、10日以内に後任の当該クラス委員を選出する。なお、後任の当該クラス委員の任期は前任者の残り任期とする。ただし、他のクラス委員の協力により、滞りなくクラスの公正かつ円滑な運営が可能であるとクラス総会で判断した場合に限り、新年度に当該委員が選出されるまで後任の選出を行わないことを可能とする。
- 16 その他、クラス委員に関する取り決めについては、総代会議で審議し、決定する。

16 図書館について

徳島大学附属図書館は、常三島地区の本館と蔵本地区の蔵本分館とがあり、蔵本分館には、主に生命科学系の資料を所蔵している。図書館入口のゲートは学生証で開くようになっており、どちらの図書館も利用できる。また、広く一般にも公開されている。

1 開館時間と休館日

(1) 開館時間

	月～金	土	日・祝日
授業期	8:30-21:00 (本館は22:00まで)	10:00-17:00	10:00-17:00
休業期	8:30-17:00	10:00-17:00	休館

(2) 休館日

休業期間中の日曜・祝日、5月の連休、大学の夏季一斉休業日、年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）、毎月第2金曜日の午前中（蔵書整理日。ただし4・8・9・1・2月を除く）、その他臨時休館日（本館は休館日が異なる時がある）。詳細は図書館ホームページまたは館内掲示を参照。

(3) 時間外特別利用

蔵本地区の教職員、院生及び学生のうち、開館時間外特別利用の申請をして許可を受けた者は、図書館閉館後や休館日の定められた時間内で、図書館資料の閲覧、貸出返却、及び複写利用ができる。

2 貸出・返却

(1) 貸出・延長

自動貸出装置から貸出手続きができる（学生証を使用する）。

冊数	期間	貸出期間の延長
10冊	14日以内	貸出期間内で他に予約者がいない場合は、2回以内で貸出期間延長可能。

※冊数10冊のうち、生命科学閲覧室に配架の図書は5冊以内の貸出。

※雑誌は最新号を除き一夜貸出は可。カウンターで貸出手続きすること。（17時から翌開館日10時まで。閉館時刻が17時以前の場合は閉館1時間前から貸出可能。冊数は貸出図書とは別に5冊以内）

(2) 返却

本館・分館どちらの図書館でも返却できる。図書館閉館時は、玄関横のブックポストへ返却することができる。返却が遅れた場合は、遅れた日数分、自動的に貸出停止になる。

(3) 予約、本館の資料取り寄せ

読みたい図書が貸出中の場合、予約することができる。また、本館の図書を取り寄せ、分館の資料とは別に10冊14日以内借りることができる。いずれも図書館ホームページの学内蔵書検索

(OPAC) から申し込みできる。ただし、延滞中または貸出停止中の場合は申し込みできない。

3 蔵書

(1) 蔵書数 (蔵本分館)

区分	和書	洋書	計	備考
図書	91,175冊	97,041冊	188,216冊	令和6年4月 現在
学術雑誌	3,276種	3,316種	6,592種	

(2) 電子図書館

学術雑誌の電子ジャーナルや、電子書籍、各種文献データベースを多数導入している。これらは、いつでも学内ネットワークを通じて利用できる。

また、事前に学内で VPN 接続や学認の登録・設定を行い、学外から利用できるものもある。

4 利用支援サービス

(1) レファレンス、講習会

資料の利用の仕方や、ある事柄について調べる方法等の、レファレンスを随時受け付けている。

また、図書館利用のためのオリエンテーションや館内案内ツアー、蔵書検索方法や各種データベース等の利用説明会を開催している。希望があれば随時開催するので、図書館カウンターへ申し込むこと。

(2) マイライブラリ <https://opac.lib.tokushima-u.ac.jp/opac/user/top>

図書館ホームページ上の個人ページのことで、ここから以下の申し込みができる。

- ・借りている図書の貸出期間延長
- ・他の人が借りている図書の予約
- ・図書館に置いてほしい図書の購入希望 (無料)
- ・他大学からの論文コピーや図書の取り寄せの申し込み (有料)

5 資料の複写

著作権法で認められた範囲内で、資料を複写することができる。コピー機はコイン式のコピー機と生協電子マネー／プリペイドカード式のコピー機を設置している (1枚10円、モノクロのみ)。プリペイドカードは生協で購入すること。

6 館内施設

(1) パソコン

館内に25台設置している。情報センターが発行するcアカウントでログインし、レポート作成や文献検索に利用することができる。印刷はUSBメモリにpdfファイルで保存し、館内設置のコピー機で行う。

また、館内全域で無線LANと電源コンセントが使えるため、自分のPCを持ち込んで使用できる。

(2) グループ学習室、ミーティングルーム

グループ学習のための部屋を6室設置している。館内の予約用パソコンから予約すること。

7 図書館からのお知らせ

図書館ホームページや館内掲示板・ブログ・SNSなどに図書館からのお知らせを掲載する。

- 図書館 HP（蔵本分館） <https://opac.lib.tokushima-u.ac.jp/library/>
- 蔵本分館ブログ（徳島大学附属図書館蔵本分館日誌） <https://tokudaibunkan.blogspot.com/>
- X https://twitter.com/TokushimaU_lib
- Facebook <https://www.facebook.com/tokushima.univ.library>
- Instagram https://www.instagram.com/TokushimaU_lib

17 徳島大学学則

昭和33年7月11日

規則第9号制定

目次

第1章 総則

第1節 目的（第1条）

第2節 組織（第2条—第9条）

第3節 教育研究評議会、部局長会議、教授会等（第10条—第12条の3）

第2章 学部通則

第1節 修業年限、在学期間及び収容定員等（第13条—第15条）

第2節 学年、学期及び休業日（第16条—第18条）

第3節 入学、転学部、転学科、休学、退学、転学、留学及び除籍（第19条—第28条）

第4節 教育課程及び履修方法（第29条—第34条の8）

第5節 卒業、学位の授与及び教員の免許状（第35条—第37条の2）

第6節 検定料、入学料及び授業料（第38条—第45条）

第7節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生（第45条の2—第49条）

第8節 公開講座（第50条・第50条の2）

第9節 賞罰（第51条・第52条）

第10節 寄宿舍及び厚生保健施設（第53条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 徳島大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、有為な人材を育成し、学術の研究を推進し、社会貢献を果たし、もって人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。

2 本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定め、公表するものとする。

第2節 組織

（学部、学科及び講座等）

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

総合科学部

社会総合科学科

医学部

医学科

医科栄養学科

保健学科

歯学部

歯学科

口腔保健学科

薬学部

薬学科

理工学部

理工学科

生物資源産業学部

生物資源産業学科

2 前項の学科に講座を置き、必要な事項は別に定める。

3 医学部保健学科に次の専攻を置く。

看護学専攻

放射線技術科学専攻

検査技術科学専攻

(大学院)

第3条 本学に大学院を置く。

2 大学院に、次の研究科を置く。

創成科学研究科

医学研究科

口腔科学研究科

薬学研究科

医科栄養学研究科

保健科学研究科

3 大学院に、次の研究部を置く。

社会産業理工学研究部

医歯薬学研究部

4 大学院について必要な事項は、別に定める。

(教養教育院)

第3条の2 本学に、本学、各学部等の学位授与の方針に沿った教養教育の運営・質保証を担う責任部局として、教養教育院を置く。

2 教養教育院については、別に定める。

(先端酵素学研究所)

第3条の3 本学に、酵素を基盤とした疾患生命科学研究を行うことを目的として、先端酵素学研究所を置く。

2 先端酵素学研究所は、国立大学の教員その他の者で同研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものとする。

3 先端酵素学研究所については、別に定める。

(ポストLEDフォトンクス研究所)

第3条の4 本学に、次世代光を基盤とした光科学研究を行うことを目的として、ポストLEDフォトンクス研究所を置く。

2 ポストLEDフォトンクス研究所については、別に定める。

(共同教育研究施設等)

第4条 本学に共同教育研究等のため、次のセンター等を置く。

人と地域共創センター
情報センター
放射線総合センター
高等教育研究センター
環境防災研究センター
研究支援・産官学連携センター
AWAサポートセンター
教職教育センター
先端研究推進センター
デザイン型AI教育研究センター
大学産業院
バイオイノベーション研究所
埋蔵文化財調査室

2 前項のセンター等については、別に定める。

(四国産学官連携イノベーション共同推進機構)

第4条の2 本学に、四国地区の5国立大学が連携して、大学の研究の活性化と四国地域の活性化を図るため、四国産学官連携イノベーション共同推進機構（以下「四国共同機構」という。）を置く。

2 四国共同機構については、別に定める。

(附属図書館)

第5条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館については、別に定める。

(病院)

第5条の2 本学に医学、歯学及び薬学に関する教育研究並びに診療のため、病院を置く。

2 病院については、別に定める。

(附属教育研究施設)

第6条 本学に前条に規定するもののほか、次表のとおり研究科等附属教育研究施設を置く。

研究科等	附属教育研究施設
大学院薬学研究科	附属医薬創製教育研究センター
大学院医歯薬学研究部	総合研究支援センター
先端酵素学研究所	藤井節郎記念医科学センター 糖尿病臨床・研究開発センター

2 前項の教育研究施設については、別に定める。

(事務組織)

第7条 本学に事務組織を置く。

2 事務組織については、別に定める。

(技術支援部)

第7条の2 本学に技術支援部を置く。

2 技術支援部については、別に定める。

第7条の3 削除

(キャンパスライフ健康支援センター)

第7条の4 本学にキャンパスライフ健康支援センターを置く。

2 キャンパスライフ健康支援センターについては、別に定める。

(障がい者就労支援センター)

第7条の5 本学に障がい者就労支援センターを置く。

2 障がい者就労支援センターについては、別に定める。

(その他の組織)

第7条の6 第2条から前条までに規定するもののほか、学長が必要と認める場合には、その他の組織を置くことができる。

2 前項の組織については、別に定める。

(職員の組織)

第8条 本学の職員は、次のとおりとする。

学長

副学長

病院長

教授

准教授

講師

助教

助手

事務職員

教務職員

技術職員

2 職員の職務は、学校教育法その他法令に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(教員組織の編成)

第9条 教員組織は、本学の教育研究上の目的を達成するため、組織の設置目的に応じて必要な教員をもって編成する。

2 教員組織の編成について必要な事項は、別に定める。

第3節 教育研究評議会、部局長会議、教授会等

(教育研究評議会)

第10条 本学の教育研究に関する重要事項は、教育研究評議会で審議する。

2 教育研究評議会については、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(部局長会議)

第10条の2 本学に部局長会議を置く。

2 部局長会議については、別に定める。

(教授会)

第11条 各学部、教養教育院、先端酵素学研究所及び病院に教授会を置く。

2 教授会については、別に定める。

(委員会等)

第12条 本学に大学教育委員会、学生委員会、入学試験委員会その他必要な委員会等(以下「委員会等」という。)を置く。

2 委員会等については、別に定める。

(機構)

第12条の2 本学に、次の機構を置く。

教育機構

研究機構

社会貢献機構

経営機構

2 機構について必要な事項は、別に定める。

(特別な組織)

第12条の3 第10条から前条までに規定するもののほか、学長が必要と認める場合には、特別な組織を置くことができる。

2 特別な組織については、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 修業年限、在学期間及び収容定員等

(修業年限)

第13条 各学部の修業年限は、次のとおりとする。

総合科学部 4年

医学部

医学科 6年

医科栄養学科 4年

保健学科 4年

歯学部

歯学科 6年

口腔保健学科 4年

薬学部 6年

理工学部 4年

生物資源産業学部 4年

(修業年限の通算)

第13条の2 大学の学生以外の者が、科目等履修生として本学の一定の単位を修得し、その後本学に入学する場合において、本学が当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数等に応じて、相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

2 本条に定めるもののほか、修業年限の通算については、各学部規則で定める。

(在学期間)

第14条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

2 医学部医学科の学生にあつては、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次、第5年次及び第6年次において、それぞれ4年を超えることができない。

3 薬学部薬学科の学生にあつては、12年を限度とし、第3年次、第4年次、第5年次及び第6年次において、それぞれ4年を超えることができない。

(収容定員等)

第15条 各学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
総合科学部	社会総合科学科	170			680
医学部	医学科	100			600
	医科栄養学科	50			200
	保健学科				
	看護学専攻	70		10	300
	放射線技術科学専攻	37		3	154
	検査技術科学専攻	17		3	74
	小計	124		16	528
	計	274		16	1,328
歯学部	歯学科	40	3		255
	口腔保健学科	15			60
	計	55	3		315
薬学部	薬学科	80			480
理工学部	理工学科				
	昼間コース	580		35	2,390
	夜間主コース	30			120
	計	610		35	2,510
生物資源産業学部	生物資源産業学科	100		2	404
合計		1,289	3	53	5,717

備考 理工学部の「昼間コース」とは昼間に授業を行うコース、「夜間主コース」とは主として夜間に授業を行うコースをいう。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第16条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第17条 学年を分けて次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第18条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 開学記念日 11月2日
- (4) 春季休業 4月1日から同5日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から同31日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から1月7日まで
- (7) 学年末休業 3月25日から同31日まで

2 学長は、必要により前項第4号から第7号までの休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

3 学長は、休業日でも見学、実習等をさせることがある。

第3節 入学、転学部、転学科、休学、退学、転学、留学及び除籍

(入学時期)

第19条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、学部において必要があると認めるときは、後期の初めにおいても、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第90条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第20条の2 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。ただし、検定料の納付について別定めがある場合は、その定めるところによる。

（入学者選考）

第21条 入学志願者については、選抜試験を行い、当該学部教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

（入学手続）

第21条の2 合格者は、所定の期日に入学料を納付し、別に定める手続をしなければならない。ただし、入学料の納付について別定めがある場合は、その定めるところによる。

（入学許可）

第21条の3 学長は、前条に定める手続を経た者に対し、入学を許可する。

（編入学）

第21条の4 学長は、本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 医学部保健学科の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、医学部の指定する単位を修得した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

3 歯学部歯学科の第2年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、歯学部の指定する単位を修得した者とする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したことがある者

4 理工学部の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学し、理工学部の定める単位を修得した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

5 生物資源産業学部の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学し、生物資源産業学部の定める単位を修得した者

- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

6 前各項の規定により編入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、当該学部において定める。

7 第20条の2から第21条の3までの規定は、編入学の場合においても準用する。

（再入学）

第21条の5 学長は、本学の退学者又は除籍者で、再入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、これを許可することができる。

（補欠入学）

第22条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者は、欠員がある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、入学を許可することができる。

- (1) 他の大学の学生で、当該学部長又は学長の承認を得て、本学の同種の学部に転学を志願する者
- (2) 他の大学に2年以上在学し、入学を希望する学部の定める単位を修得した者で、入学を志願する者
- (3) 大学の学部を卒業した者で、入学を志願する者
- (4) 短期大学を卒業した者で、入学を志願する者
- (5) 高等専門学校を卒業した者で、入学を志願する者
- (6) 国立養護教諭養成所又は国立工業教員養成所を卒業した者で、入学を志願する者
- (7) 従前の規定による大学、高等学校、専門学校又は教員養成諸学校を卒業した者若しくは従前の規定による大学を退学した者で、入学を志願する者

（再入学等における在学期間等）

第22条の2 第21条の5及び第22条の規定により入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、別に定める。

2 第21条の2及び第21条の3の規定は、第21条の5及び第22条の入学を許可する場合においても準用する。

（転学部）

第22条の3 学生が所属学部長の承認を得て本学の他の学部に転学部を願い出たときは、学長は、転学部をしようとする学部教授会の議を経て許可することができる。

2 本条に定めるもののほか、転学部については、各学部規則で定める。

（転学科）

第22条の4 学生が所属の学部内の学科と異なる当該学部の学科に転学科を願い出たときは、学長は、当該学部教授会の議を経て許可することができる。

2 本条に定めるもののほか、転学科については、各学部規則で定める。

（休学）

第23条 疾病その他の理由により2月以上就学することができないときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

2 疾病のため就学することが適当でない認められる学生に対しては、学長は、これを休学させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科又は薬学部の学生であって、徳島大学大学院学則第18条第3項第8号に該当する者が、それぞれ大学院医学研究科の博士課程又は大学院薬学研究科の博士課程に入学するときは、学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

第24条 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することがある。

2 休学期間は、通じて4年（医学部医科学学生、歯学部歯科学学生及び薬学部学生は6年）を超えることができない。

3 前条第3項の休学期間は、第1項の規定にかかわらず、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することがある。

4 休学期間は、第14条の在学期間に算入しない。

第25条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 第23条第2項の規定により休学を命ぜられた者が復学しようとする場合は、医師の診断書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

（退学）

第26条 学生が退学しようとするときは、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

（転学）

第27条 学生が他の大学に転学しようとするときは、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

（留学）

第27条の2 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学又は短期大学に留学することができる。

2 第34条の2第2項から第5項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、各学部規則で定める。

（除籍）

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を学長が指定する日までに納付しない者

(2) 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても、なお、納付しない者

(3) 第14条に定める在学期間を超えた者

(4) 第24条第2項に定める休学期間を超えた者

(5) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

第4節 教育課程及び履修方法

（教育課程の編成方針）

第29条 教育課程の編成に当たっては、各学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

2 教育課程は、卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、

教養教育及び専門教育の授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分けて各年次に配当するとともに、体系的に編成するものとする。

(授業科目の開設)

第29条の2 教養養育の授業科目は教養教育院が、専門教育の授業科目は各学部がそれぞれ前条の方針に基づき開設するものとする。

2 教養教育の授業科目は、教養教育院が責任部局となり、全学部が協力するものとする。

(連携開設科目)

第29条の3 本学は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、前条第1項の規定にかかわらず、大学等連携推進法人（本学の設置者が社員であるものに限る。）の社員が設置する他の大学が本学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を、本学が自ら開設したものとみなすことができる。

2 前項の規定により本学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、前項の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針に沿って開設するものとする。

(単位)

第30条 教育課程の修了は、所定の授業科目の修了によるものとし、授業科目の修了者には、所定の単位を与える。

2 1単位は、授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第30条の4に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

4 授業科目修了の認定は、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して行う。

(1年間の授業期間)

第30条の2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第30条の3 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(授業の方法)

第30条の4 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業については、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修方法等)

第31条 教養教育の授業科目、単位、履修方法、試験等は、徳島大学教養教育履修規則の定めるところによる。

第32条 専門教育の授業科目、単位、履修方法、試験等は、各学部規則の定めるところによる。

(成績評価基準等の明示等)

第33条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(大学院授業科目の履修)

第34条 本学が教育上有益と認めるときは、所属学部長の推薦及び当該授業科目を開設する研究科長の承認に基づき、学生は、本学大学院の授業科目を履修することができる。

2 大学院授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第34条の2 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 他の大学又は短期大学での履修の期間は、次のとおりとする。

(1) 原則として1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合には、協議の上、更に1年を限り延長することができる。

(2) 履修の期間は、通算して2年を超えることができない。

4 他の大学又は短期大学での履修の期間は、本学の在学期間に算入する。

5 学生は、他の大学又は短期大学の授業科目を履修している間においても、本学に正規の授業料を納付しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、他の大学又は短期大学における授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

7 第1項、第2項及び前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項(第27条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、大学以外の教育施設等における学修について必要な事項は、別に定める。

(休学中の外国の大学における学修)

第34条の4 本学が教育上有益と認めるときは、第34条の2の規定にかかわらず、学生が休学期間中に、外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第34条の2第2項(第27条の2第2項

及び第34条の2第7項において準用する場合を含む。)及び第34条の3第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、休学中の外国の大学における学修について必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条の5 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第34条の3第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、再入学及び補欠入学の場合を除き、本学において修得した単位(第34条の7の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第34条の2第2項(第27条の2第2項及び第34条の2第7項において準用する場合を含む。)、第34条の3第1項及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 本条に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定について必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第34条の6 学生が職業を有している等の事情により、第13条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部教授会の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、各学部長が別に定める。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第34条の7 学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(組織的な研修等)

第34条の8 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第5節 卒業、学位の授与及び教員の免許状

(卒業)

第35条 本学に第13条に規定する年限以上在学し、各学部規則で定める卒業の要件を満たした者に対しては、卒業を認定する。

2 卒業の要件として修得すべき単位のうち、第30条の4第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

3 卒業の要件として修得すべき単位のうち、第34条の7の規定により修得したものとみなすものとする単位数は30単位を超えないものとする。

第35条の2 前条第1項の規定にかかわらず、本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部)に在学する者を除く。)で本学に3年以上在学した者(これに準ずるものとして文部科

学大臣の定める者を含む。)が、各学部規則で定める卒業の要件を優秀な成績をもって満たしたと認める場合には、その卒業を認定することができる。

2 前項の卒業の認定の基準については、当該学部規則で定める。

第36条 卒業の認定は、当該学部教授会の議を経て、学長が行う。

2 卒業の認定は、毎学年度の終わりに行う。ただし、やむを得ない理由により、この認定を受けることができなかつた者については、次年度においてこれを行うことができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、後期に入学した者に対する卒業の認定又は第35条第1項及び前条第1項の規定による卒業の認定は、前期の終わりにおいても行うことができる。

(学位の授与)

第37条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状)

第37条の2 本学の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	教員の免許状の種類	免許教科
総合科学部	社会総合科学科	中学校教諭一種免許状	国語、社会、美術、保健体育、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、美術、保健体育、英語
医学部	保健学科	養護教諭一種免許状	
理工学部	理工学科	中学校教諭一種免許状	数学、理科
	昼間コース 夜間主コース	高等学校教諭一種免許状	数学、理科、情報、工業

第6節 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第38条 検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法等は、この規則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(授業料の納付)

第39条 授業料は、年度を前期及び後期の2期に区分し、前期にあつては5月、後期にあつては11月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、授業料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申し出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(既納の検定料等)

第40条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 第21条に規定する選抜試験において、出願書類等による選抜(以下この項において「第一段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この項において「第二段階目の選抜」という。)を行う場合は、前項の規定にかかわらず、第一段階

目の選抜の不合格者に対し、当該者の申し出により第二段階目の選抜に係る検定料相当額を返還するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納付した者の申し出により、これを返還するものとする。

(1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

(2) 前期分授業料徴収の際に後期分授業料を併せて納付した者が後期の徴収の時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

(検定料の免除)

第40条の2 大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合には、検定料を免除することができる。

(入学料の免除)

第41条 特別の事情により入学料の納付が困難であると認められる者に対しては、学長は、入学料を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

第41条の2 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

(授業料の免除)

第42条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料を免除することができる。

2 休学が授業料の納付期限の属する月の前月末までに許可されたときは、月割計算により休学した月の翌月（休学した日が月の初日に当たるときは、その月）から復学した月の前月までの月数分の授業料の全額を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第43条 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

(細則)

第44条 第40条及び第41条から前条までの規定によるもののほか、入学料及び授業料の返還、免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(停学者の授業料)

第45条 停学を命ぜられた期間中の授業料は、これを徴収する。

第7節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(特別聴講学生)

第45条の2 学長は、他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学に在学中の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学、短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、当該学部教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第46条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者がいるときは、当該学部教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第47条 学長は、本学において特定の事項について研究しようとする者がいるときは、授業及び研究に妨げのない限り、当該学部等の教授会（教授会を置かない施設にあっては、当該施設の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等）において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(学部学生に関する規定の準用)

第48条 特別聴講学生、科目等履修生及び研究生については、別段の定めがある場合を除き、学部学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第49条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、学生の学修に支障のない限り、当該学部教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生は、入学定員外とする。ただし、外国人留学生受入れ枠内の外国人留学生については、入学定員内とする。

3 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第8節 公開講座

(公開講座)

第50条 本学に社会人の教養を高め、文化の向上に資する等のため、公開講座を設けることができる。

2 公開講座の講習料については、別に定める。

3 本条に定めるもののほか、公開講座の開設、学習課題その他必要な事項については、その都度定める。

(高大連携公開講座)

第50条の2 本学に高等学校等と連携して行う公開講座（以下「高大連携公開講座」という。）を設けることができる。

2 高大連携公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 賞罰

(表彰)

第51条 本学学生のうち学業人物優秀なる者は、これを表彰することができる。

2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第52条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、学長は、教授会及び教育研究評議会の意見を徴して懲戒を行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。

第10節 寄宿舎及び厚生保健施設

(寄宿舎及び厚生保健施設)

第53条 本学に寄宿舎及び厚生保健施設を置く。

2 寄宿料の額は、別に定めるところによる。

3 寄宿舎及び厚生保健施設について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この改正学則は、昭和33年7月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 この学則施行の際、現に学芸学部2年課程に在学する学生については、なお従前の例による。

(略)

附 則 (令和7年3月18日規則第66号改正)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 第15条の表に掲げる医学部医学科、医学部の計及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和7年度から令和12年度までは次のとおりとする。

学部	学科	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	111	677	100	663	100	649
	計	285	1,405	274	1,391	274	1,377
合計		1,300	5,771	1,289	5,810	1,289	5,781

学部	学科	令和10年度		令和11年度		令和12年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	100	635	100	623	100	611
	計	274	1,363	274	1,351	274	1,339
合計		1,289	5,752	1,289	5,740	1,289	5,728

3 第15条の表に掲げる理工学部理工学科夜間主コース、理工学部の計及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度までは次のとおりとする。

学部	学科	令和7年度	令和8年度	令和9年度
理工学部	理工学科			
	夜間主コース	165	150	135
	計	2,525	2,540	2,525
合計		5,771	5,810	5,781

18 徳島大学単位認定試験等における学生の不正行為に関する取扱要項

令和2年2月21日
学 長 制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、徳島大学学生懲戒規則第17条第2項の規定に基づき、試験、レポート、小テスト等（以下「単位認定試験等」という。）における学生の不正行為の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(不正行為の定義)

第2条 単位認定試験等における学生の不正行為とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 試験における不正行為

イ カンニング（カンニングペーパー、IT機器、参考書又は他人の答案等を見ること、他人から解答内容を教わることなどをいう。以下同じ。）を行うこと。また、解答内容を教えること、カンニングに協力すること、替え玉受験をすることに加え、解答内容やそのヒントになるものを、試験監督者の指示する以外の場所に置いたり、身につけたりすること。

ロ 机の上に、鉛筆、シャープペンシル等の筆記具、消しゴム、時計（計算や翻訳、端末機能のないものに限る。）等、持ち込みを許可されたもの以外を置くこと。

ハ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類等で、試験監督者がカバン等に収納するよう指示したものを収納せず、身に付けたり、机の中に置いたりすること。

ニ 使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。

ホ 試験場において、試験監督者の指示に従わないこと。

ヘ 試験場において、他の受験者の迷惑となる行為を行うこと。

ト その他、単位認定試験の公平性を損なう行為を行うこと。

(2) レポート、小テスト等における不正行為

イ 他人のレポートの模写又はインターネット上のホームページや著書、論文等の他人の意見や図表等の盗用、剽窃によりレポートを作成すること。

ロ レポートや小テスト等の代筆を行うこと又は代筆を依頼すること。

(不正行為の未然防止)

第3条 試験監督者又は授業担当教員は、前条に掲げる単位認定試験等における学生の不正行為を事前に説明し、学生の不正行為防止意識の啓発を図るとともに、不正行為の未然防止に努めるものとする。

(不正行為に対する措置)

第4条 試験監督者又は授業担当教員は、不正行為を行った学生を発見したときは、他の学生の支障とならないよう留意し、適切な措置を講じるものとする。

2 試験監督者又は授業担当教員は、前項の措置を行ったときは、速やかに詳細な経緯を当該学生の所属する学部の学部長に報告するものとする。

(不正行為に関する調査)

第5条 学部長は、前条第2項による報告を受けたときは、不正行為に係る事実を調査し、その結果

を教授会に付議するものとする。

2 学部長は、教授会における審議経過と審議結果について、当該学部の意見を付して学長に報告するものとする。

3 学部長は、不正行為が教養教育の授業科目に該当する場合は、速やかに不正行為に係る事実調査の結果を教養教育院長に通知するものとする。

(不正行為に準ずる行為)

第6条 授業において、他人に依頼し自己の出席報告を行わせること及び他人から依頼を受け他人の出席報告を行うことが発覚した場合は、授業科目修了の認定に影響を及ぼすため、不正行為に準ずる行為と見なして前2条の措置等を行うことがある。

(その他)

第7条 この要項に記載するもののほか、本要項の実施に際し必要な事項は、各部局において別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

19 徳島大学歯学部における成績評価等の申立てへの対応に関する申合せ

令和6年12月12日

歯学部長制定

成績に関する学生の疑義への対応に関する申合せ（平成18年1月12日歯学部長制定）の全部を改正する。

成績評価の正確性を担保するため、学生からの成績評価等に関して申立てがあった場合について、次の方法により措置する。

1 疑義申し出の受付及び訂正等の措置

- (1) 学生は、成績評価や出席率の算定等について疑義がある場合、成績が通知された日を1日目として、3日（土日祝を除く。）以内に疑義の内容を所定の様式（様式1）に記入のうえ、授業担当教員又は学務係に申し出る。
- (2) 学生から学務係に申し出があった場合、学務係は授業担当教員に報告し、確認を依頼する。
- (3) 授業担当教員は、学生の提出した資料、学務係へ提出した成績資料、学生の成績簿、学生の出席率等の成績評価に関する資料の確認を行う。
- (4) 成績の訂正等がない場合、授業担当教員はその結果を学生へ通知するとともに、学務係へ報告する。
- (5) 成績の訂正等がある場合、授業担当教員はその結果を学生へ通知するとともに、学務係へ成績記入用紙（追加・訂正）（様式2）をもって報告する。
- (6) 学務係への報告は、疑義申し出の受付日を1日目として、3日（土日祝を除く。）以内とする。
- (7) 学務係は、授業担当教員の報告に基づいて、成績の訂正等の措置を行い、その記録を様式2に記載して残すこととする。

2 教務委員会による決定等の措置

- (1) 成績評価等の疑義に関する問題が授業担当教員と学生との協議では解消しない場合は、教務委員会が相談と調停を行う。
- (2) 教務委員会は、授業担当教員と学生の双方から事情を聴取し、事実確認及び対応方針を決定し、解消を図る。
- (3) 成績の訂正等の必要が生じた場合、授業担当教員はその結果を学生へ通知するとともに、学務係へ経緯記録と合わせて様式2をもって報告する。
- (4) 学務係は、授業担当教員の報告に基づいて、成績の訂正等の措置を行い、その記録を様式2に記載して残すこととする。

3 この申合せに定めのない事項については、学部長が別に定める。

附 則

この申合せは、令和7年1月1日から実施する。

20 気象警報等が発表された場合の授業の休講措置等について

台風等により、気象警報等が徳島県徳島市に発表された場合の徳島大学における授業の休講措置等は、次のとおりとする。

- 1 昼間に開講する授業については、午前7時に「暴風警報」、「大雨警報」、「大雪警報」、「洪水警報」（以下「警報」という。）又は特別警報（波浪特別警報を除く。以下「特別警報」という。）が発表中の場合は、午前の授業を休講とする。午前11時に警報又は特別警報が発表中の場合は、午後の授業を休講とする。
- 2 夜間に開講する授業については、午後4時に警報又は特別警報が発表中の場合は、すべて授業を休講とする。
- 3 授業開始後に警報が発表された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。ただし、特別警報が発表された場合は、直ちに休講とする。
- 4 前3項に定める以外の場合又は特別な事情がある場合は、学部にあつては各学部長（教養教育にあつては教養教育院長）、大学院にあつては各研究科長が措置を決定する。
- 5 第1項から第4項までの措置により、休講となった授業の補講については、各学部長等が別に定める。
- 6 第1項から第4項までの措置により、授業が休講とならなかった場合でも、居住地域や通学経路等に気象警報や避難指示等が発表又は発令される等、安全確保の観点から授業を欠席した場合や、公共交通機関の遅延・運休等によりやむをえず欠席した場合は、授業担当教員は、当該学生に不利益が生じないよう取り扱うものとする。
- 7 この申合せに定めるもののほか、授業の休講措置に関し必要な事項は、各学部長等が別に定める。

附 則

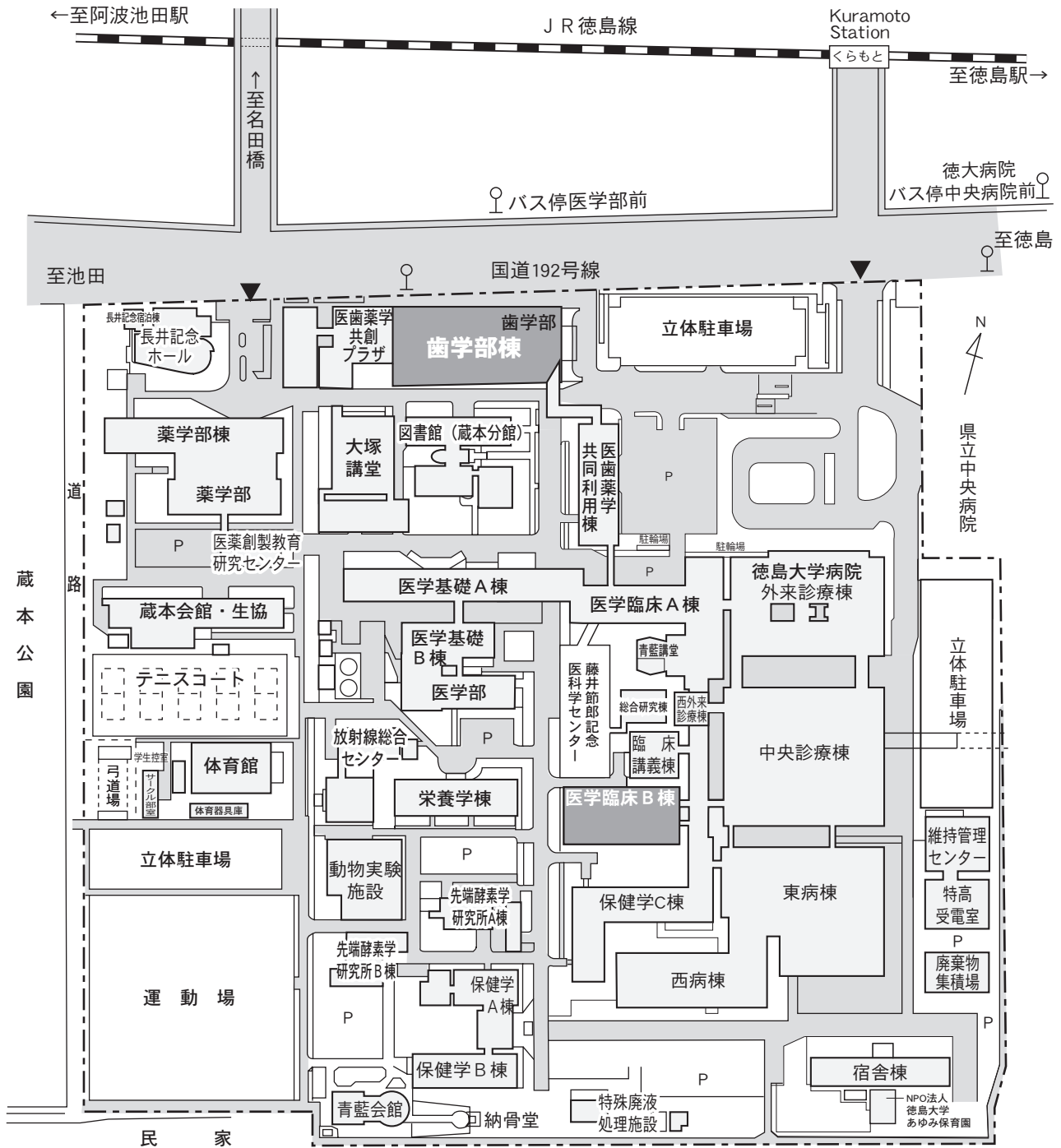
この申合せは、平成11年5月21日から実施する。

(略)

附 則（令和5年12月20日改正）

この申合せは、令和5年12月20日から実施する。

21 徳島大学蔵本地区建物等配置図



徳島大学歯学部

Tokushima University
Faculty of Dentistry

〒770-8504 徳島市蔵本町3丁目18番地の15
3-18-15, Kuramoto-cho, Tokushima 770-8504

TEL (088) 633-9100 (代表)

インターネット <https://www.tokushima-u.ac.jp/dent/>

22 歯学部案内

歯学部棟

6階	チュートリアル室、口腔保健学科
5階	501講義室、502講義室、503講義室、504講義室、505講義室、506講義室、予防歯学分野、口腔病理学分野、生体材料工学分野、総研管理室
4階	口腔顎顔面形態学分野、組織再生制御学分野、口腔生理学分野、口腔生命科学分野、口腔微生物学分野、小児歯科学分野
3階	講堂、歯周歯内治療学分野、口腔顎顔面補綴学分野、顎機能咬合再建学分野、口腔顎顔面矯正学分野、歯科保存学分野、総合診療歯科学分野、口腔インプラントセンター
2階	201講義室、202講義室、203講義室、204講義室、第1実習室、第2実習室、第3実習室、第4実習室、第5実習室、歯科スキルスラボ、第1技工室、第2技工室、学生控室、学生自習室1、学生自習室2
1階	人体解剖と骨のミュージアム、IFR、101講義室、医と食のステーション、歯学科男子学生（一診）控室、歯学科女子学生（一診）控室、事務室、学部長室

医学臨床B棟

4階	口腔外科学分野、口腔内科学分野
3階	歯科麻酔科学分野
2階	歯科放射線学分野

